

第9回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○認定第3号及び報告第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第187号の上程、説明、採決	25
○議案第172号の上程、説明、採決	26
○議案第173号の上程、説明、採決	27
○議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○常任委員会委員の改選について	33
○議会運営委員会委員の改選について	34
○散会の宣告	35

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7
○事務局職員出席者	3 7
○開議の宣告	3 8
○一般質問	3 8
今 泉 文 克 君	3 8
円 谷 寛 君	5 7
菊 地 洋 君	7 6
○休会について	9 4
○散会の宣告	9 4

第 4 号 (9月14日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○決算審査特別委員会報告(認定第3号)及び報告に対する質疑、討論、採決	9 7
○議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第179号及び議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第184号～議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 1 8
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 1 8

○日程の追加	1 1 9
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○日程の追加	1 2 1
○総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 2 1
○日程の追加	1 2 2
○産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 2 2
○閉議の宣告	1 2 2
○町長挨拶	1 2 2
○閉会の宣告	1 2 3
○署名議員	1 2 5

鏡石町告示第52号

第9回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月30日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和3年9月2日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和3年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年9月2日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 認定第 3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告第 46号 令和2年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8 議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 9 議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10 議案第174号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第175号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第14 常任委員会委員の改選について
日程第15 議会運営委員会委員の改選について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
上下水道課副課長	吉田光則君	都市建設課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸君
農業委員会農事務局長	圓谷康誠君	農業委員会	菊地栄助君
選挙管理委員会委員長	草野孝重君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

第9回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和3年9月2日木曜招集、日次、日、曜、会議内容の順でご報告申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第9回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、2020東京オリンピックは、史上最多のメダル獲得の記録とともに、8月8日に全日程を終了しました。日本の代表として競技に打ち込む姿は、メダルの獲得の有無にかかわらず、日本中に勇気と感動の記憶も与えてくれました。

さて、一昨年以降、世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ではありますが、ワクチン接種が進んでいるにもかかわらず、感染力の強い変異株の出現により、感染拡大は一向に収まる気配がありません。福島県においても、先月は過去最多の2,500人を超える感染者が報告されております。

町としましても、新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種を含めまして

万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましては、決算認定のほか、各行政委員の選任、各会計補正予算など、合わせまして18件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

お手元の3か月分の報告書、これを項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和3年5月分、令和3年6月分、令和3年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和3年5月分につきましては、令和3年6月25日金曜日、午前9時52分から午後零時15分まで、令和3年6月分につきましては、令和3年7月26日月曜日、午前9時50分から午前11時58分まで、令和3年7月分につきましては、令和3年8月24日火曜日、午前9時54分から午前11時45分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、6月と7月の検査の際は、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名の計4名、8月の検査時は、会計管理者兼出納室長、上下水道課副課長ほか1名の計3名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和3年5月分、令和3年6月分、令和3年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

令和3年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、令和3年7月9日金曜日、午後2時開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第7号 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約締結について。

第5、議案第8号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約締結について。
いずれの議案も可決、承認されました。

なお、詳しい内容は、お配りの冊子をお目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をいたします。

令和3年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和3年6月30日水曜、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第5号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）。

第4、議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

なお、議案2件はいずれも可決、承認されております。

なお、詳しくはお手元に配付の冊子にお目通しをいただきたいと思っております。

報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を

申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1年延期となっておりました東京2020オリンピックは、7月23日に開会し、世界的なコロナ禍の状況の中でありましたが、33競技339種目が実施され、8月8日に閉会しました。世界各国から一流のアスリートが参加し、最高の競技を行い、勇気と希望、さらには感動をいただいたところです。また、日本選手団にあっても、金メダル27個を含む過去最多となる58個のメダルを獲得しました。

また、8月24日からは東京2020パラリンピックが開催されており、パラアスリートの熱い戦いが繰り広げられております。

ただ、当初の「復興五輪」のコンセプトは、このコロナ禍のことを差し引いても、その理念からは大きくかけ離れてしまい、いまだに風評被害に苦しんでいる本町を含む被災地にとって大変残念なことであったと感じております。

7月から8月にかけては、大雨による被害が日本列島を襲っています。7月3日に静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、多くの死亡者と住宅被害をもたらしました。さらに、先月11日からの大雨は、九州地方を中心に全国各地に甚大な被害をもたらしました。本町でも長時間にわたり警報が発令されておりましたが、幸いにも被害はなかったものの、改めて自然災害の恐ろしさを感じていたところです。

次に、一昨年より感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症につきましては、従来型より感染力が強いとされている変異株が全世界レベルで猛威を振るっております。英国や米国などワクチン接種が比較的進んでいる国々でも、感染の再拡大が報告されております。

日本でも、今までは首都圏が中心であった感染拡大は地方都市にも広がっており、感染者数は連日過去最大を記録しているところです。ただ、同時にワクチン接種も進んでおり、日本国内で8月26日には1億2,340万回を超えての接種が行われ、2回目の接種が終了した方は5,400万人を突破しました。

本県の感染状況につきましては、8月に1か月の感染者数としては過去最高の2,500人を超える感染者数が報告されております。8月8日から新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置として本県が指定されました。これにより、感染拡大が著しいいわき市と郡山市、福島市がまん延防止等重点地域に指定されております。

本町においても、陽性者の数は増えているものの、クラスター等の発生は報告されておらず、感染拡大防止に協力いただいている町民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。引き続き徹底した感染防止対策をお願いしたいと思います。

鏡石町におけるワクチン接種状況につきましては、国が定めた接種順位に基づき、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種を進めているところです。

65歳以上の高齢者では、ワクチン接種を希望された方の2回目の接種がほぼ7月下旬で終

了しており、8月30日現在、65歳以上の高齢者数の3,637人に対して、1回目の接種人数は3,373人で、接種率は92.7%、2回目の接種人数は3,320人で、接種率は91.3%となっております。

12歳から65歳未満の方には、接種券の送付が8月16日で完了しており、8月30日現在の接種状況は、対象者数の7,712人に対して、1回目の接種人数は3,984人で、接種率は51.7%、2回目の接種人数は2,417人で、接種率は31.3%となっております。

国から供給されるワクチンについては、全国的なワクチンの供給不足が続いており、希望する量が十分に供給されない状況となっております。ただ、国の見通しでは、10月末までには12歳以上の対象者の8割分のワクチンが供給されることとなっておりますので、町内医療機関とも連携しながら、町民へのワクチン接種を全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、6月に開催予定であった鏡石あやめ祭り、8月上旬のふるさと祭り、10月に予定しておりました鏡石「牧場の朝」秋祭り・オランダ祭りについては、全てが中止となっております。

また、この感染拡大によりまして、県は2回目の県独自の非常事態宣言を県内全域に発令しております。これによりまして、酒類などを提供する飲食店への営業時間短縮要請があり、協力した事業者へは県より1日当たり2万5,000円から7万円の協力金や、飲食店以外にも、売上減一時金として要件を満たした中小事業者を対象に一律20万円を支給する支援策が示されました。町としましても、県の動向をしっかりと見極めて対応してまいりたいと考えております。

6月21日から2年ぶりに観覧を開始している田んぼアートにつきましては、十分な感染症対策を取りながら実施しております。図書館展望室への入場を少人数に制限して、その間は2階の視聴覚室において田んぼアートの作成や歴史について展示を鑑賞いただいております。観覧者は8月7日に1万人を突破しており、今後も感染対策を取りながらPRに努めていきたいと考えております。

次に、水稻の生育状況であります。先月、本年の作況指数が全国で102の「やや良」になるとの予測が発表されました。7月中旬以降に気温の高い日や好天が続く、最終的には103だった平成28年産以来5年ぶりの高水準になる見込みであります。

ただし、高い作況指数とは反対に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、外食産業が休業して業務用米の消費が大幅に落ち込み、食用米の供給過剰が懸念されております。予測どおりの米の収穫量になれば、取引価格の下落が心配されるところであります。このように、需給と供給のバランスが崩れますと、令和3年産米の取引価格にも多大な影響を及ぼし、さらなる米価の下落も懸念されるところです。

また、農作物の果樹については、4月に凍霜害の被害があり、6月の臨時議会において果

樹農家に対する緊急対策事業に関連する補正予算を議決いただいたところであります。その後、6月に果樹と露地きゅうりに降ひょう被害が確認されました。そしてさらに、お盆前からの数日間、例年以上の降雨や低温によって、そ菜など水稲以外の収穫量の減少と品質の低下が懸念される場所でありますが、今後の天候回復により、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

国が進めております阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、6月に地元説明会が開催されました。事業は、計画面積が約150ヘクタールの広大な範囲であり、区域の中には約70世帯の住宅が含まれ、全戸移転となる全面買収方式と発表されました。

町としましては、4月に都市建設課内に阿武隈川流域の治水対策のために専門部署を設置しておりましたが、このたびの国の方針を踏まえ、7月に遊水地営農対策室を産業課内に設置しました。これによりまして、遊水地対象地区における住宅や農地、営農に関する相談などについて相談を受け付けております。気軽に相談していただきたいと思っております。

両対策室では、早速、遊水地計画により農地や住宅移転の対象となった皆さんの意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。現段階では、移転や営農に関して具体的に考えがまとまっていない状況が多く見受けられますので、地元協議会等と連携し、対象者の皆さんの力になれるよう積極的に情報の提供などをしていきたいと思っております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

健康福祉センター整備事業につきましては、令和2年6月25日付で一般財団法人ふくしま市町村支援機構と契約を締結し、現在、実施設計業務が最終段階となりました。これに伴い事業費の予算措置が必要となり、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

本年で4年目を迎えたまちの駅かんかんてらすにつきましては、国の示す新しい生活様式に伴う感染症対策を実施しながら営業を続けております。今回の県の非常事態宣言にかかわらず、いわゆる3密回避のため、店内のテーブル、椅子を撤去し、商工会と連携し、キッチンカーを積極的に活用し、売上維持を図っております。今後は、ソーシャルディスタンスの確保や3密回避策などの感染症予防対策などをさらに考慮した上で、毎年恒例となっている収穫祭など各種イベントを実施していきたいと考えております。

地域連携交流事業として、郡山女子大学との連携の中で、町の健康課題である塩分摂取率の改善のため、減塩をテーマとした健康教室を3回開催しました。それぞれ研修や調理実習などを行い、減塩メニューに取り組みました。

さらに、第二小学校の4年生から6年生の各学年において、子供が不足しやすい栄養素の鉄分について学ぶ特別授業も1回実施したところです。

また、鏡石町の特産品を使用した商品化に向けたふるさと特産品商品開発事業におきましては、株式会社八芳園に業務を委託し、現在、イチゴを原材料とした商品開発を進めているところであります。

若者や子育て世帯の定住促進、二、三世帯同居、近居を促進し、定住人口の増加と地域活性化を目的として、町外からの定住及び移住するために取得した住宅に対して補助を交付する来て「かがみいし」住宅取得支援事業につきましては、7件の申請に対して220万円を交付いたしました。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、マイナンバーカードの発行状況につきましては、7月末現在、3,616件の申請に対し3,211件を交付しているところであり、住基人口に対する交付率で約26%となっております。今後も国の政策を注視しながら、引き続き本制度の周知等を図るなど、カード発行の推進に努めるものであります。

町税等収納率向上対策事業につきましては、収納グループ設置から5年が経過し、収納額及び収納率の向上のための方策が徐々に効果を上げております。中でも、平成28年度から本格的に運用しましたコンビニ収納業務について、令和2年度の利用件数では、普通税と国保税を合わせ1万917件、令和元年度比616件の増、税額で約1億5,100万円、同じく約500万円の増と、利便性も相まって、毎年増加をしております。特に、現年度分の国民健康保険税の収納率は、収納グループ設置前と比較し、9.44ポイント上昇しております。

また、個人町民税特別徴収分及び法人町民税については、電子申告に加え、電子納税を導入することで、法人納税者の事務軽減を図ることなど、一層の利便性向上に努めているところです。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、第二小学校整備事業においては、第1期工事として、校舎内トイレ洋式化と手洗い自動水栓化を進めており、今月末には完了となる予定です。また、第2期工事として計画している照明LED化、内装改修工事については、実施設計業務を進めており、本定例会において改修工事に係る補正予算を計上させていただいているところであります。改修工事に当たっては、令和4年度までの2か年の継続事業として進めていく予定でありますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

元気キッズサポーター派遣事業は、子供の運動に関する関心や意欲を高めるとともに、体力向上を図るため、かがみいしスポーツクラブに委託しているところです。元気キッズサポーターを各小学校に派遣し、陸上指導のほかに、ボール運動、跳び箱、水泳事業等を幅広く取り入れ、児童の基礎体力の向上を図っているところであります。

児童生徒の学力向上支援事業として、標準学力調査による個々の達成率から弱点などを探

し出し、分析し、その結果を基に、教職員の研修会などを実施し、教職員の資質向上に努めております。また、中学生の学習意欲と学力向上につなげるため、鏡石中学校が行う各種検定、英語、数学、漢字の受験者を対象に受験料の補助を行っております。さらに、中学3年生を対象に、英数学力向上講座を夏季休業と2、3学期の土曜日を活用し、実施しているところでもあります。

生涯学習文化協会の主催事業については、例年より開催時期がずれ込んでいたところですが、ジョイフルライフ講座やカルチャー講座を順次開設しているところでもあります。

昨年度は中止となりました少年の主張鏡石町大会は、発表者を各小学校の5年生と6年生各1名、中学校では各学年1名とし、聴衆者も限定して、8月6日に町図書館で開催しました。その中でも、たくさんの夢や希望、日頃感じたことや考えていることなどを丁寧にしっかりと発表していました。

今年度の文化講演会は、先の実行委員会で開催要項が決定され、12月8日に、感染対策の関係上、広い会場とするため、須賀川市文化センターを借用し、講師にスポーツジャーナリスト、増田明美氏をお迎えし、開催を予定しております。今後、開催に向けての準備を進め、多くの皆様をお迎えできるよう努めてまいります。

3年ぶりの開催となる第15回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月7日に開催を計画しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加の要件を町内在住者、町内在勤・在学者、町内のスポーツ団体に加盟している者と限定し、さらに駅伝の部も3区間のみとして、現在、エントリーを募集しております。

町民保健と健康づくりの支援における集団健診については、9月4日から9日までの5日間実施してまいります。今年度の集団健診も、新型コロナウイルスの感染予防対策として、会場を鳥見山体育館のみとし、1日当たりの受診者の定員を設け、全て事前予約としたところでもあります。

医療機関での個別健診については、9月1日から来年1月31日まで実施しており、このコロナ禍におきましても、より多くの町民の皆さんに自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところでもあります。

3つ目の「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、百歳賀寿事業としまして、5月20日、高久田区の安藤ヤエ子さんに町長賀寿を贈呈し、長寿のお祝いをいたしました。本人に長寿の秘訣を聞きますと、何でも食べることだそうで、特に肉が好きとのことでした。

今年度の敬老会については、毎年9月に鳥見山体育館において開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止、感染した場合の重篤化など、皆様の安全・安心を最優先に考え、誠に残念ではありますが、昨年に引き続き開催を中止といたしました。敬老会を心待

ちにされている皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、敬老祝品については、9月18日土曜日、各地区の集会所で引換えできるよう準備をし、対象者1,705名に通知したところであります。

新型コロナウイルス感染症に伴う低所得の子育て世帯のうち、ひとり親以外の子育て世帯生活特別給付金は、町において給付事業を実施し、8月18日現在の給付状況は、対象児童124人、給付金額620万円を給付しました。また、対象児童が令和4年2月までに出生した児童も追加されるなど、支給要件が変更になったため、特別給付金の追加分を本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

空き家対策事業につきましては、福島県宅地建物取引業協会と空き家バンクに関する協定を締結し、登録物件の現地調査及び売買、賃貸借仲介をお願いしており、本年度は1件の新規の登録がありました。現在、空き家バンクに登録されている物件は4棟となっております。

高齢者が当事者となる交通事故を減らし、かつ公共交通機関の利用促進のため、高齢者運転免許証自主返納者サポート事業については、今年度は7月末現在10名の方から申請があり、公共バス等の利用券各1万円分を交付しました。

認定こども園整備事業における岡ノ内幼稚園の園舎増改築については、令和2年度と3年度の2か年事業として、国・県の交付金が決定しました。現在、既存園舎の改築工事に着手し、令和4年4月開園に向けて事務を進めているところであります。

子育て支援関連事業としての、のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しておりますが、今年度は7月末までに31件の給付を行ったところであります。

新たな子育て支援として、妊娠中の健診記録や子供の予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせをお届けするため、株式会社エムティーアイコンタクトセンター母子手帳アプリに、「すくすくアプリかがみいし」として8月から導入しましたので、子育て環境の充実を図るため、町の情報をより身近に分かりやすく提供してまいります。

また、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的としたオリジナル結婚記念証についても、7月末までに6組のカップルに記念証及びフォルダーを発行したところであります。

天栄村との広域事業として取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、最近増加しているネット取引や投資などの問題について、7月末までに5件の相談が寄せられております。県消費生活相談センターとの連携協力の下、相談者の問題解決や被害の未然防止対策を図っているところであります。

4つ目の「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての農地再生プ

プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」に基づき実施しているところであります。生産拡大に向けて、栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図るために、実証ほ場を設け、関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところであります。今年の実証ほ場を含め約9ヘクタールの栽培面積で約5トン程度の収量があり、約1,700キログラム程度の菜種油が見込まれます。これらは、昨年に引き続き、学校給食への活用や、かんかんてらすにおいて販売する予定であります。

高久田地区基盤整備事業につきましては、計画審査予定地区となったことから、7月に東北農政局による現地調査とヒアリングが実施されました。現在、事業採択に向けて事務を進めているところであります。今後も、地権者の皆さんに進捗状況やほ場整備の課題などを随時お知らせして、事業の推進を図ってまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては、2月に発生しました福島県沖を震源とする地震により被害のあった道路等につきましては、国による災害査定を受け、復旧工事を6月に発注しました。都市施設災害の町民プールについても、復旧工事を8月に発注し、農業施設災害の梨池は、施設の利用状況に合わせた復旧工事の発注準備を進めております。

また、地震による被災者支援策として、準半壊以上の損壊住宅に対する住宅応急修理制度と、福島県と町による一部損壊の被災住宅修理事業等の住まいに係る支援を継続中であります。さらに、岡ノ内地内の被災した公共下水道管渠については、9月末の完了に向け工事を進めております。

幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線歩道舗装工事を発注しました。また、その他の路線についても発注準備を進めております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、健康福祉センター建設予定地の北側に整備する5号緑地の第1期工事、県道成田鏡田線道路改良工事、区画道路の築造工事2件を発注しました。

平成22年度より開始された上水道第5次拡張事業における新浄水場建設工事につきましては、令和2年度末までに管理棟をはじめとした建築工事がおおむね完了し、現在は配水池、調整池、電気機械設備工事などを順次進めており、工事につきましては予定どおり進捗しております。

公共下水道事業においては、社会資本整備総合交付金事業により、国道4号拡幅事業関連で雨水管渠の付け替え工事を発注しました。また、駅東第1土地区画整理事業第3工区の下水道管渠築造工事設計業務を委託し、工事発注の準備を進めています。さらに、長寿命化対

策として、マンホールポンプの交換工事を発注し、工事を進めております。

農業集落排水事業では、農山漁村地域整備交付金により、下水道管渠の敷設替え工事を発注し、工事を進めているところです。

次に、令和2年度決算の概要について申し上げます。

一般会計決算額は、歳入87億8,198万6,000円、前年比143.06%、歳出84億3,502万9,000円、前年比145.38%となりました。

主たる要因として、歳入においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として措置された特別定額給付金と、感染防止対策及び新しい生活様式へ向けた新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金により国庫支出金が大きく膨らんだことや、令和元年東日本台風の影響による繰越金や災害復旧事業による地方債が増加したこととあります。

国難でもある新型コロナウイルス感染症対策と災害対策により、当初予定事業からの転換が多く求められ、一般会計では23事業が翌年度に繰り越すこととなりました。

形式収支では3億4,695万7,000円、対前年比103.12%、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支で1億7,727万円、対前年比95.03%の黒字決算となりました。

上水道事業会計を除く一般会計を含めた全10会計の総決算は121億7,180万4,000円、対前年比127.48%の歳入に対し、116億8,198万8,000円、対前年比129.28%の歳出となり、実質収支3億601万8,000円、対前年比90.75%が剰余金となり、次年度への繰越しとなりました。

普通会計の起債償還は3億7,691万円、対前年比101.27%、473万1,000円の増、前年度末残高は57億1,353万8,000円、対前年比104.77%、2億6,026万2,000円の増となりました。今後、社会資本整備総合交付金事業の採択や駅東第1土地区画整理事業の進展のための起債発行のほか、保健福祉の拠点となる健康福祉センターの建設事業、駅東口整備事業、上水道第5次拡張事業への継続した出資や公共施設の老朽化対策による起債発行が見込まれることから、計画的な財政運営が迫られております。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率8.1%、対前年度比0.4ポイントの改善したものの、将来負担比率については30.2%、対前年度比10.1ポイントの上昇となりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,956人、前年度比34人減、給水契約4,856件、前年度比51件増、年間給水量は124万2,573立方メートルで、前年度に比べ2万4,116立方メートルの増加となり、1日平均給水量は3,404立方メートルでした。

消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算で2億6,983万9,000円、支出決算が災害による特別損失を計上し3億2,073万7,000円で、収支差額は5,089万8,000円の当年度純損失となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計を含めた10の特別会計並びに上水道事業会計の全11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第46号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、現教育長であります渡部修一氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、再任の同意をお願いいたしたく提案するものであります。

議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります藤島絵美氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、再任の同意をお願いいたしたく提案するものであります。

議案第174号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定、議案第175号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の3つの条例の改正案につきましては、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことによる条例の一部改正であります。

議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第178号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な歳入として、学校施設環境改善交付金2,662万4,000円、財政調整基金繰入金7,896万円、庁舎等新築基金繰入金7,940万円、令和2年度繰越金1億4,726万9,000円の増額であります。主な歳出については、健康福祉センター建設費1億2,400万円、財政調整基金積立金7,500万円、主要幹線道路舗装補修工事3,500万円、鏡石第二小改修工事等9,297万5,000円、総額で4億4,351万5,000円の増額補正予算であります。

議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金に伴う積立金などの補正予算であり、議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の整理等であります。

議案第181号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と国・県等の補助金、給付費負担金等の確定に伴う増額補正で、議案第182号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第183号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金の整理と区画内の調整池などの設計費等の増額補正で、

議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、補正額のない組替え予算となっております。

議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、欠員となっております。監査委員についての選任に同意を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前11時03分

開議 午前11時08分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号及び報告第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第5、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第46号 令和2年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6についての2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定並びに報告第46号 令和2年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

私のほうからは認定第3号についてご説明をし、報告第46号につきましては総務課長よりご説明をいたします。

それでは、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、令和 2 年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの 9 特別会計及び上水道事業会計を合わせました 11 会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の 1、2 ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、別冊決算書の 1 ページをお開き願います。

1、2 ページ、こちらは 10 会計の総括表でございます。

まず、1 番が一般会計で、歳入が 87 億 8,198 万 6,000 円、歳出が 84 億 3,502 万 9,000 円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が 3 億 4,695 万 7,000 円、次に形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が 1 億 7,727 万円、次に令和 2 年度実質収支から令和元年度の実質収支を差し引いた単年度収支が 927 万 9,000 円のマイナスとなったところでございます。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が 13 億 2,603 万円、歳出が 12 億 931 万 3,000 円、形式収支並びに実質収支が 1 億 1,671 万 7,000 円、単年度収支が 2,178 万 3,000 円のマイナスとなっております。

次に、3 が後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が 1 億 2,057 万 9,000 円、歳出が 1 億 1,986 万円、形式収支並びに実質収支が 71 万 9,000 円、単年度収支が 5,000 円のマイナスとなっております。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入が 10 億 9,161 万 2,000 円、歳出が 10 億 8,880 万 5,000 円、形式収支並びに実質収支が 280 万 7,000 円、単年度収支が 399 万 4,000 円のマイナスとなっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が 1,840 万 4,000 円、歳出が 1,832 万円、形式収支並びに実質収支が 8 万 4,000 円、単年度収支が 2 万 1,000 円の黒字となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が 4,489 万 7,000 円、歳出が 4,466 万 7,000 円、形式収支並びに実質収支が 23 万円、単年度収支が 13 万 2,000 円のマイナスとなっております。

次に、7、鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が 1 億 7,068 万 5,000 円、歳出が 1 億 5,270 万 2,000 円、形式収支が 1,798 万 3,000 円、実質収支が 424 万 1,000

円、単年度収支が373万5,000円の黒字となっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が466万9,000円、歳出が466万7,000円、形式収支並びに実質収支が2,000円、単年度収支が1,000円の黒字となっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が5億187万6,000円、歳出が4億9,855万1,000円、形式収支が332万5,000円、実質収支が300万7,000円、単年度収支が11万1,000円の黒字となっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が1億1,106万6,000円、歳出が1億1,007万4,000円、形式収支が99万2,000円、実質収支が94万1,000円、単年度収支が13万5,000円の黒字となっております。

10会計の合計でございますが、歳入が121億7,180万4,000円、歳出が116億8,198万8,000円、形式収支が4億8,981万6,000円、実質収支が3億601万8,000円、単年度収支につきましては3,119万円のマイナスとなっております。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をご覧いただきたいと思っております。

令和2年度鏡石町上水道事業決算書、こちらの1ページから3ページにつきましては総括事項でございますが、令和2年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算の概要につきましては4ページのほうでご説明をさせていただきますので、4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、令和2年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

5ページのほうをお願いいたします。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせまして、水道事業収益については決算額が3億9,879万5,249円となりました。

次、支出になります。支出につきましては、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせて、水道事業費用につきましては決算額が3億2,977万1,186円となりました。

当年度は差引き6,902万4,063円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

7ページのほうになります。

収入につきましては、企業債、出資金並びに負担金及び国庫補助金を合わせました資本的収入につきましては決算額が12億4,705万2,100円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出につきましては決算額が14億2,794万6,295円となりました。

次に、6ページの表の下をご覧くださいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,089万4,195円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,409万8,318円、建設改良積立金4,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,364万3,234円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等1億684万7,357円を除いた1,679万5,877円で補填をしたところでございます。

以上、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。ご審議をいただき、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） 総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） 続きまして、議案書の2ページ、報告第46号 令和2年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率を、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊にあります令和2年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付されておりますので、そちらでご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

1ページの2の審査結果、(1)総合意見の一覧表の記載のとおり、令和2年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当しておりません。

③の実質公債費比率につきましては、令和2年度が8.1%と前年度比で0.4ポイント改善されましたが、④の将来負担比率につきましては、令和2年度が30.2%と前年比10.1ポイント上昇しました。

実質公債費比率につきましては、前年比で0.4ポイント改善され、単年度におきましても0.02356%となり、前年度と比べまして0.3963ポイント改善しております。

その要因としましては、公債費及び公債費に準じる債務負担行為に係る事業費分が減少したことや、計算の分母となります標準税収入額等が増加したことによるものでございます。

④の将来負担比率につきましては、既発債におきます地方債の残高、債務負担行為に基づく予定支出額、公営企業債等繰入れ見込額など将来負担額全体と将来負担軽減効果のある基金や基準財政需要額算入見込額を控除した後に、これを標準財政規模で除して算定されるものでございます。

今回の将来負担比率の上昇の要因としましては、公営企業における企業債残高が減少したものの、普通会計等の地方債の増加によるものでございます。

次に、2ページの令和2年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてでございますが、令和2年度において水道事業会計における資金の不足がなかったため該当しませんでした。

以上、監査委員の意見を付して提案理由のご説明を申し上げ、ご報告いたします。審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第46号 令和2年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 各審査の結果を報告申し上げます。

初めに、各会計の決算関連の報告を申し上げます。

令和2年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和2年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和2年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 令和2年度鏡石町決算附属書類
- (13) 令和2年度各基金の運用状況

2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月6日まで。

ただし、上水道事業会計は令和3年5月25日に実施した。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業会計ほかの決算概要及び意見は次のとおりである。以下につきましては、細目にわたりますため、省略させていただきます。

決算関連については以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和2年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は記載のとおりです。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和2年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

令和2年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は8.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は30.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

財政健全化審査につきましては以上のとおりでございます。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和2年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は記載のとおりです。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

令和2年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上、各審査の結果並びに意見を申し上げます。

○議長（古川文雄君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第3号の件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決

算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第46号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の8名を指名いたします。

ここで決算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午前11時33分

開議 午前11時41分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

畑議員から体調不良のため少し休ませてくれという申出がありましたので、報告いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和2年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に11番、円谷寛君、同副委員長に8番、大河原正雄君が選任されました。

◎議案第187号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

本件については、9番、今泉文克君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、9番、今泉文克君の退席を求めます。

〔9番 今泉文克君 退席〕

○議長（古川文雄君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一君） 〔第187号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

鏡石町鏡沼246番地在住の今泉文克氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今泉氏は、町の行政にも精通され、識見も高く、監査委員として適任と考えますので、選任されたく、ご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、議案第187号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで、9番、今泉文克君の入室を求めます。

〔9番 今泉文克君 入室〕

○議長（古川文雄君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時46分

開議 午前11時47分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第172号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者であります教育長、渡部修一君の退席を求めます。

〔教育長 渡部修一君 退席〕

○議長（古川文雄君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一君） 〔第172号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、現教育長であります渡部修一氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、

議会の同意をいただきたく提案するものであります。

渡部氏につきましては、教育長として平成30年10月から3年間、教育行政の長として経験と指導力を発揮され、また、温厚で人柄もよく、教育長として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第172号 教育長の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで退席者の入席を求めます。

〔教育長 渡部修一君 入室〕

◎議案第173号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一君） 〔第173号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、現委員であります藤島絵美氏が9月30日をもちまして任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

藤島氏は、平成29年10月から4年間、教育委員としてお務めいただいております。また、温厚で人柄もよく、教育行政の識見を有し、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第173号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第174号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第174号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書5ページをお願いします。

このたびの鏡石町個人情報保護条例の改正につきましては、上位法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことによるものでございます。

内容につきましては、特定個人情報の提供を制限しております法律の中で、19条においてその制限の例外規定が書いてありますが、そちらの規定のほうに1号が加えられたことにより、その番号ずれで起こったものでございます。具体的には、その法律の第19条に、間に4号が加えられまして、その以下の号が1つずつずれることとなります。

また、情報提供ネットワークシステムの所管が今般できましたデジタル庁のほうに変更になりましたことによりまして、所管の大臣の名前が総務大臣から内閣総理大臣に変更したものでございます。

改正条文につきましては、条例第21条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第

19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第174号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第174号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第175号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第175号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書6ページをお願いします。

このたびの鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどの議案第174号と同様に、上位法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことによるものでございます。

内容につきましては、特定個人情報の提供を制限している法律第19号における例外規定に1号が加えられたことによります号の番号ずれでございます。具体的には、第19条に第4号が加えられたため、以下の号が1つずつずれることによるものでございます。

改正条文につきましては、条例第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第175号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第175号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制

定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま上程されました議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、マイナンバーカードの再交付について、町が手数料を徴収していましたが、上位法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの再交付手数料を地方共同法人地方公共団体情報システム機構J-LISが徴収することになり、その徴収事務を住所地の市町村に委託する内容に変更されることになったことから、規定の整理を行うものでございます。

議案書の表をご覧ください。

手数料徴収条例別表、住民基本台帳の項から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料の項目を削除し、次の表のとおりと改正するものです。

附則として、この条例は令和3年9月1日から施行するものです。

以上、上程されました議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第176号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決

いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課副課長、吉田光則君。

〔上下水道課副課長 吉田光則君 登壇〕

○上下水道課副課長（吉田光則君） ただいま上程されました議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案理由をご説明申し上げます。

議案書8ページをお願いします。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算における未処分利益剰余金の一部について、特定の目的に使用するための積立金への積立てによる処分を行いたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容になります。未処分利益剰余金、令和2年度末の残高987万8,641円、議会の議決による処分額400万円。内訳になります。減債積立金への積立て100万円、建設改良積立金の積立て300万円、処分後の残高587万8,641円になります。

以上、議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに係る提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第177号 令和2年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会委員の改選について

○議長（古川文雄君） 日程第14、常任委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の改選については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名いたします。

初めに、総務文教常任委員会委員に、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君、12番、古川、以上の5名を指名いたします。

次に、産業厚生常任委員会委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君、以上の5名を指名いたします。

次に、広報広聴常任委員会委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君、以上の6名を指名いたします。

ここで、総務文教、産業厚生、各常任委員会をそれぞれ開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時20分

開議 午後 1時39分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務文教、産業厚生、各常任委員会で互選されました正副委員長をご報告いたします。

総務文教常任委員長、菊地洋君、同副委員長、橋本喜一君、産業厚生常任委員長、大河原正雄君、同副委員長、角田真美君。

以上で報告を終わります。

引き続き、広報広聴常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議します。

休議 午後 1時39分

開議 午後 2時05分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで広報広聴常任委員会で互選されました正副委員長をご報告いたします。

広報広聴常任委員長、角田真美君、同副委員長、小林政次君。

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の改選について

○議長（古川文雄君） 日程第15号、議会運営委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の改選については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

議会運営委員会委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、以上の6名を指名いたします。

ここで議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時07分

開議 午後 2時26分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員会で互選されました正副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、橋本喜一君、同副委員長、菊地洋君。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時26分

第 2 号

令和3年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年9月3日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども 課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
上下水道課 副課長	吉田光則君	都市建設課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者 兼出納課長	佐藤喜伸君
農業委員会 農事務局長	円谷康誠君	農業委員 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	草野孝重君		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（古川文雄君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉文克です。町9月定例議会において、一般質問でトップを取らせていただきます。

さて、東京オリンピック、そしてパラリンピックがただいま開催中でございます。連日、多くのアスリートたちが与えられたステージで精いっぱい汗を流し、たくさんの感動を与えてくれています。特に、パラリンピックではアスリートのあの姿には涙が出るようなシーンが幾つもありました。

そんな中で、福島県においては、東日本大震災あるいは放射能汚染、2月の福島県沖地震、最近の汚染水の海洋放出など、非常に、続けて福島県だけがなぜかいろいろなことが起きているかと思えます。

そんな中ではございますが、うれしい話もありました。8月2日から国、復興庁の力添えによりまして、東京山手線の電車の中に宙づりポスターが出ました。皆様もご存じかと思いますが、我が鏡石町の岩瀬農業高校の生徒たちの努力、そしてたくさんの活動が紹介されたところでございます。岩農がG G A P、これが日本酒の取得の数字になっているということで、大変うれしいことでございます。それが首都圏の方々に大変目についているところでございます。

先週は、また我が町笠石の飛澤良男さん、登久子さんご夫婦が、県の農業賞を受賞いたしました。おめでとうございます。また、今日は午後から、この県農業賞の受賞祝賀会が県庁、

杉妻会館のほうで行われるところでございます。大変うれしいことでございます。

そして、昨日はあの雨の中ではございましたが、岩瀬管内の中学校の駅伝競走がありまして、我が鏡石中学校の生徒たちが頑張って、男子Aで優勝するというすばらしい努力の結果が出ました。この後、10月に行われます県大会での活躍を期待するものであります。

それでは、通告した内容につきまして一般質問に入らせていただきます。

1番目は、全国高等学校総合体育大会の県内決定についてでございます。

過日の新聞で、2024年、令和6年度からは全国サッカーのインターハイの会場が福島県檜葉のJヴィレッジですること決定したそうでございます。毎年、全国の高校生が集うサッカーの甲子園とも思われる大会であり、我が鏡石町は、以前に国体のサッカー競技で利用された鳥見山陸上競技場と多目的グラウンドを有し、すばらしい施設があり、日本サッカー協会の田嶋会長は、高校総体をJヴィレッジで永久にすることに定着したいというふうな発言をされております。野球は甲子園、サッカーはJヴィレッジとなる予定になりました。鏡石町も、それに向けて今から準備していくことがよろしいのかと思います。そのためには何をすべきか、今から考えて計画すべきであるというふうに感じております。

それで最初に、鳥見山陸上競技場、多目的グラウンドは、近年老朽化しつつあります。この現状を、整備計画等どのように計画されておるのか、町のほうにお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） おはようございます。

9番議員の全国高等学校総合体育大会の県内開催について、そのうちの（1）番、鳥見山陸上競技場の関係施設の整備状況をどのように計画するかについて、ご答弁申し上げます。

先ほど、質問の中にもありましたが、全国高等学校総合体育大会、インターハイの男子サッカーの大会については、Jヴィレッジの固定開催について、夏季の大会のため猛暑からのプレーを避け冷涼な環境の中で開催したいということで、全国高等学校体育連盟から打診があり、去る7月5日に内堀県知事の定例記者会見の席上で発表されました。

ご質問の陸上競技場の関係施設の整備状況でございますが、まず鳥見山陸上競技場のインフィールド、天然芝グラウンドにつきましては、都市建設課の公園緑地管理業務の委託により、毎年度、芝刈りや施肥、養生を行い、グラウンド整備を行っています。

また、平成26年の人口芝化によりリニューアルオープンした、年間を通じて多くのサッカー利用をいただいている多目的広場グラウンドについては、教育課の人工芝定期メンテナンス業務委託により、芝生の隆起やゴムチップをならすためのブラッシングを毎年度行い、良好な状況の維持に努めているところでございます。

陸上競技場の改修計画につきましては、まず利用の多いトラック走路のウレタン層部を優

先的に、続いてはメインスタンドの防水や写真判定室の塗装を長寿命化計画に基づき実施を計画しております。

今後とも、公園整備担当である都市建設課と連携しながら、関係施設の適切な利用環境の整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 20年、25年経過してきて、維持管理もなかなか大変なところでございますが、非常に、行ってみますと多くのサッカーファンの方々、あるいは選手の方々練習に、県内、あるいは遠くから来られているのが目につく、素晴らしい環境になっているというふうに思っております。

まだ、インターハイの福島県決定までには、開催までには時間がありますが、今から一つ一つそれを受入れできるような準備をすることが、福島県の鏡石にこういう素晴らしい競技場、あるいはサブグラウンドがあるんだということを伝えることができる、訴える、自慢できることがあると思いますから、それらについて計画的に進めていただきたいなというふうに思っているところでございます。

もし、このようにインターハイの開催が決まって、鏡石町の鳥見山がその練習場とか、あるいは大会前の利用に使われるということがあった場合には、2番目になりますが、町内に宿泊してもらうようなことが多くなると思います。そのとき宿泊する施設がない、あるいはいろいろ遠くまでの送迎する対応もできないということでは使われません。

我が町のそういうふうな関連施設、そういうふうなことについても、今から地域の中で、町の施策としても考えていただけないかというふうに思いますが、それらはどんなふうになっておりますか。

あるいは、サッカー協会の関連者の方々、インターハイの方々、それから全国の出場すると思われるサッカーの有名高校なんかにも、ダイレクトメールやら、あるいは多くのアプローチをして、鏡石町にはこういうふうな素晴らしいものがあるんですよ、檜葉までは高速を使えば早く行けるんですよというふうに訴えながら、やっぱり少しでも利用を高めていく働きかけを今からする必要があると思います。そのことによって、鏡石がまた多くの方に知られるというふうなことが期待できると思いますから、その辺の考え方を町のほうにお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 9番議員の町内宿泊、送迎機関等の利便性、有効性の確立と各関

係者への働きかけの考えについての答弁をいたします。

令和6年度から、大会開催では選手やスタッフ、保護者ら観客など、合わせて約3万5,000人の方が来県されると予想されています。このたびお話があったように、町でも事前合宿などで大会に向けた練習の拠点として、鳥見山陸上競技場を有効活用していただける機会となると考えております。

さらに、利用者の増加に加え、交流人口の拡大による地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

ご質問に対しては、現在のところ町の具体的な考えはまだありませんが、これまでも町内の宿泊施設を利用し、鳥見山施設でのサッカー合宿が行われたこともあることから、今後の地域振興策としても大変有効なものと考えられますので、各関係機関、団体と連携、さらには協議を図り、検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 3番目に入りますが、これは、あそこをもしそのような形で、全国の有名校が毎年、鏡石に来て練習するんだ、あるいは練習試合をしているんだということになりますと、そういうふうなことで地域の盛り上がりも出てきます。幸いにして、鏡石町はサッカーのスポーツ少年団があったり、中学校が頑張ったり、あるいは県のクラブチームが使ったりということで、非常にレベルの高い技術でサッカーが行われると思います。

町内のサッカーの普及とそれから技術向上にも、その方々のプレーを見て、チームが、選手たちが大きく成長することが期待されますから、そういうふうなことを考えると、その見たり勉強できる場を考えていかなくちゃならない。それは急にはできませんから、現段階から、そういうふうに段階的に技術が向上するような、運営ができるようなカリキュラムをつくっていくことが必要であると思います。

そういう構築を教育のほうでは考えておられるか、お伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） おはようございます。

9番議員の今のご質問にご答弁申し上げます。

今回発表されたインターハイ男子サッカーの県内固定開催では、県全体のサッカーの競技力の向上につながるものがまず期待されております。現在、鏡石町内でのサッカースポーツの普及や技術の向上の機会といたしましては、議員がおっしゃったように、小学生のスポーツ少年団活動をはじめ、かがみいしスポーツクラブでの小学校低学年を対象とした初心者向

けのサッカー教室の開催や、幼稚園におけるサッカー体験授業等が実施されているところがあります。

また、各種の大会関係では、ゴールデンウィークに開催される中学生の鏡石ジュニアサッカーフェスティバルや、毎年夏に開催されている小学生の牧場の朝少年サッカー交流大会が長く行われておりまして、町内外のチームとの交流を通じた若い世代の育成も続いております。

町としましては、今回のインターハイ県内固定開催を契機にしまして、町内でのサッカー活動が盛んになり、活動の機会が活発化することを期待しているところですので、小学校や中学校の子供たちへも地域住民のご協力を得ながら、県と連携し、またかがみいしスポーツクラブ等の協力を深めて具体的な計画を作成し、サッカースポーツの普及と技術の向上に継続的に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうからもこのサッカーについての点、2つほど申し上げますけれども、まずサッカーを普及、あとさらに技術力の向上、そういったことも含めて、自治体がサッカーを応援する、そういった自治体が全国にあります。鏡石町もその自治体に参加をして、私自身も日本サッカー協会の本部で何度か出席をさせてもらって、田嶋会長ともお会いをしております。

そういう中で、来週10日でありますけれども、鏡石町がいわゆる日本サッカー協会100周年記念ということでのその中で、鏡石町も表彰を受けることになりました。10日で間違いのないと思っておりますけれども、なりました。そういうことで、町を挙げてサッカー等についてはそういう考え方をしているということで、補足してご説明申し上げておきます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 我が町が、長田町長の時代に、こんな立派な陸上競技場を造ってどうするんだというふうな声もありましたけれども、国体を受けて、その後、今日まで経費はかかりました、維持管理の。でも、そのことによって多くの子供たちが成長したり、陸上なんかも全国に多くのアスリートを出す町になりました。そういう意味では、頑張っただけでいい施設を、ハードをしっかりと造って、それをどうソフトで使っていくかというふうなこと、あのかがみいしスポーツクラブなんかも一生懸命やってくれていますから、一体となって、やっぱりこれからも大きく伸張して、100周年の表彰に恥ずかしくない町づくりになるように、私どもは期待するものであります。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、大水害後の成田と鏡石町の町づくり、これは大変なことが成田の方々には起きました。歴史上初めてのことであり、そして、宿と言われた宿町だったのが、それがなくなってしまうという我が町の大きい出来事でございます。この度重なる成田地区は大変なことで、特に宿屋敷は何回か水害のあれを頑張ってきたんですが、ここにきて変わります。今回は、生命までが脅かされました。

その対応策として、国は住民の移転と水害時の遊水地にする決定がされたところでございます。簡単に言いますけれども、あそこに住む80戸近くの住民の方々の思いは、たくさんの思い出があったと思うんです。それが全て、今回なくなろうとしております。そうした場合に、町としては多くのことを考えなくちゃならないと思いますが、これが被災者の方々が遊水地設置と移転説明会を受けたかとは思いますが、これに向けて、町はいろいろあると思うんですが、その住民の方々の移転意向は町としては把握されておられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） おはようございます。

9番議員の質問にご答弁申し上げます。

町では、今般の遊水地事業計画により、移転対象となる水害から居住地を守る成田地区推進協議会の会員であります67世帯に対し、説明会を受けた現段階での皆様のお考えを確認すべく、第1回目となる住宅移転に関する意向調査を4月1日に発送し、行ったところでございます。

意向の調査の内容としましては、1、国の説明会への出席の有無、2、遊水地事業について賛成かどうか、3としましては移転先で必要としている敷地の面積、4が移転先の選定における考え方、5としまして現在考えている移転先、6、今後の営農継続についての6項目についての調査を行いました。

現在、まだ集約作業や、まだ未回答の方に対して回答の依頼を進めている状況でございます。改めて、これにつきましてはご報告をさせていただきたいと考えてございますが、国による事業の詳細についてもまだまだ不確定な部分もあり、移転に関し未定や検討中といった回答も多く見られました。

今後も、意向調査につきましては引き続き実施し、皆様の意向の把握に努め、皆様のお考えに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9 番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 何回か会議をやっているから、もうこういうものが、調査が大体行っているのかなと思っていたらば、まだ今、集計中ということであれば、また後でこの数字、成田の宿の方々の思い、特に課長は成田のあの一望を見渡せるところで小さい頃からずっと成田を見てきていますから、一番心の中に残っているものがあると思いますから、力添えになって頑張ってください。

それでは2番目には、新たな移転地として、被災者の方々が、今、町が進めています駅東地区を希望した場合は、可能だとは思いますがどうなのか、可能なのか。可能であれば、何戸くらいの住宅地がここにできる可能性があるのか。それから、今すぐにでも家を造りたい方もおると思います。この方々が希望した場合には、この方々の声に応えるためにも早急な移転希望には対応できるような条件になっているのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業は、現在、第3工区の道路の築造工事や緑地の工事、造成工事、上下水道の工事を施工しており、第3工区の中の健康福祉センター予定地周辺、これにつきましては令和5年度に保留地販売や民有地の引渡しを予定しております。

現在把握してございます遊水地整備の現段階におけるスケジュールについてですが、国の説明としましては、令和4年度に宅地部分の用地調査を実施し、早ければ令和5年度に補償の協議をすると予定されております。契約につきましては、それら協議が調った後、移転先がおおむね決まった段階で行うことになるかと考えられますので、駅東区画整理事業の中での対応ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9 番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） そうしますと、これからまだ時間がかかりますからね。でも、すぐ対応できるように準備を進めるよう強く求めるものであります。

3番に入りますが、成田地区が、地区としての集団移転というのを望んだ場合に、町は考えておられるのかどうかをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど課長のほうから、いわゆる国のほう、国の遊水地計画が決定になってからの

第1回目の調査は行ったということで、これについては後ほど議会のほうに説明をするということになっております。そういう中で、令和元年度、水害が10月にありました。これは、早速、その当時はあの水害から38日目に、地区の区長さん以下役員の方とお話をしてございます、どうするかと。そういう中でも、私のほうから、やはりあの地区の命と財産を守るのには集団移転、移転しかないということをお願いさせていただきました。

そういう中で、12月にアンケート調査も実施してございます。そういう中で、結果としてはその当時の、いわゆる今の国のほうでの遊水地計画は全くない段階でありましたけれども、回答率が63%、そういう中で、できるだけ早い段階で集団での高台移転をしたい、そういった方が15%、すぐには難しいが将来的には集団高台移転をしたいが38%、合わせまして53%、これは回答を得た方の割合です、そういったことで調査をしたということです。その後、今、課長が言われたように、国の発表についてはこれから申し上げるということであり

ます。

この成田地区の集団移転というご質問でありますけれども、いわゆる国における遊水地事業においては、事業範囲内の土地については全面買収方式によるということを示されました。そして、この移転対象となる土地、さらには建物については当然、補償の対象になると。38日後にいわゆる令和元年の12月にはこういったものが全くなかった状態の回答、そういったことで今回は移転の補償の対象になるということでもあります。

そういうことで、居住地の移転については、この補償金を元手に移転することとなるわけでありまして、移転対象となる世帯の皆様におきましてはそれぞれの考え方があると思いますので、移転先の決定についてはご本人の意向が最も優先されるべきなのかなというふうに思っております。

町としては当然、成田地区内での移転、そういった希望する皆様のご意向に沿うような対応を図っていきたくと。ただ、どの場所というご質問でありますけれども、これについては協議会も設立もしてございます。意向も含めてしているので、いわゆるこういったことの調整も含めながらしていきたくということでもありますので、現時点においてはどの場所というふうには決定はしておりません。ただ、この流れからすると、できれば4年度予算等になるかもしれませんけれども、いわゆるある程度の候補地について概略的な計画、そういったものをつくるような、そういった仕組みにできればいいかと現時点では考えているということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） （4）番で総括させていただきますが、町は第6次計画をただいま策

定中でございます。また、これは我々議会のほうにも細かい話が出ないで、この本議会中の中で説明会があるということで日程は組まれたようでございます。それで、3番の中でも、ここで記載しておいたんですが、もし成田という地区、行政区の根幹となるべき地区が、町の中の新しいところに集団で成田をつくるというふうなことができた場合には、町長はどのように組み込む考えであるのか。あるいはその最適な場所と、最適は1つしかないんですが、ここがいいだろうという場所を何箇所か、今からもう選定したり、あるいはそれに伴うところの町づくりのインフラの整備とか、あるいは今まであった行政とかそういうのが関連してきますから、その辺は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 町のほうでどの辺の場所、先ほども言ったように場所はまだ決めてございませんけれども、内部的にはやはりこういったところしかないんだろうなど、そういった内部的には検討はしているというのも事実であります。ただ、今、発表する段階ではないということであります。これは協議会との意見調整もしなければならぬと、そういったことなので、その辺についてはご了承いただきたいと。

そういう中で町としては、ご承知のように、4月からは治水対策室、これも設けました。さらにこの7月には営農対策室も設けました。そういうことで事前に、この第6次総合計画に入る前にこういった対応をして、しっかりと成田地区の遊水地に関する対応をしているということもご理解をいただきたいと思っております。

そういう中で、第6次総合計画においてどのような計画を6次の中でしているのかということでもありますけれども、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによりまして、成田地区においては居住地、さらには営農など様々な課題が想定されるということでもありますので、新たな第6次総合計画、これはまだ素案でありますけれども、素案では都市環境・地域防災・生活居住の基本目標の中で、災害に強いまちづくりとしまして、防災対策の強化の施策の一つとしまして、洪水対策事業の支援として、この阿武隈川治水対策プロジェクトに対するいわゆる事業の推進のための支援については、地元住民をはじめ国・県との調整を図っていくこと、そういった文言を盛り込んでいきたいということ考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） まだ先だというふうな感覚でいると、すぐにたちまちその日がきますから、いち早くやっぱりこれらについてはしっかりと、執行は忙しくて大変だじゃなくてやらなくちゃならない大事なことです。町長は頭の中に入れて、急がせて、町の基本方針

をしっかりとつくっていかないとまずいと思います。6次計画の中でも、強くそれは出して
いていただきたいと思います。

それでは、5番目の、なぜこの成田の諸問題というふうなことを上げたかという、宿屋
敷の方々の今までの生活、それから隣組とかあるいは親戚とか、人間関係とか、今までの培
ってきた何百年、あるいは何千年にわたる先祖からのあれがあります。それが、今回大きく
変わってきますから。あれがそのまま集団移転するなら、それはある程度続くのかと思うん
ですが、しかし現実にはばらばらになってくると思うんです、生活している方々の思いが違
いますから。これを機会に新たなことを求める方もいれば、やっぱり従来のような隣の、
あるいは親戚とのつながりを、人の結びつきをやっていきたいという考えもあると思いま
すから。

町長は、ばらばらにするのか集団移転にするのか、そうなった場合に地域づくりまでのピ
ジョンを考えておられるのかどうかというふうなこと、ここまで行っていないのかとは思
うんですが、そういうふうな方針、そしてそれを、成田の方々の将来における安全な、そして
幸せな生活をつくれるような、はっきり言って、あそこの河原がなくなれば成田のなりわい
が終わってしまうんですよ。

これは鏡石だけではなくて玉川も同じ、矢吹も同じ。そういうふうなことではおの力の
は、足並みをそろえることもあるかと思うんですが、成田は成田独自の地域づくりの、鏡石
の中の町づくりの考えとして、町長は指導力と誘導をやっぱりやっていく責務がありますか
ら、そういうふうなことについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしても、この成田地区についてはこういった災害が起きてし
まった。過去には、多分最も大きい水害だったのは昭和16年、太平洋戦争の始まり、そのと
きが多分今と同じような、今よりもっと大きかった災害だったかもしれません。そういう
中で、その間にも61年の8.5水害とかもございました。そういう中で、この成田地区につ
いては大変そういう水害があったということでもあります。

これも、6月の議会の中でもご質問があつて、私のほうで答弁をさせてもらいましたけれ
ども、まず国の遊水地計画については、成田地区の皆さんにはこれまでにない重大な決断に
迫られることとなりますけれども、しかし何といても命と財産を守ることが大事なんだと
いうことでお話をさせてもらいました。

そういう中だからこそ、私は令和元年の水害の38日後に、地域の皆さんとお話をしながら、
そしてまだ遊水地も決まっていなかった中でのアンケート調査も実施をさせていただいたと、そ
ういったことで私のそういった思いについては十分ご理解をいただきたいなというふうに思

っております。

人間関係、いろいろ当然あると思います。そういう中で、この回答については、これまでも今言ったように成田地区は大きな水害に見舞われてきましたけれども、その都度、親戚、そして地域の住民の皆さんの協力、支援により苦難を乗り越えてきたと。これは当然、人と人のつながりによるというふうに考えております。これから、本事業を進めていく上でも、家族や親族といった身近な人間関係、さらには隣組などの人間関係は非常に大切であるというふうに認識しております。住民の心を第一に考え、個人の意思を尊重し、総合的な視点に立って、地域住民の皆さんと町が協働しながら、より効果的な居住地づくりが進められるよう、そういうふうに考えているということであります。

全員が同じ場所で集団移転できればよろしいんでしょうけれども、なかなか個人、いろいろありましてできない可能性もある。そういった部分については、しっかりとこれからもアンケート調査等含め、個人のお話を聞きながら進めていきたいということであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 成田という鏡石の歴史のある地区、そして陣ヶ岡遺跡から始まったこの岩瀬管内のスタートの、長きにわたる大きな変革でございます。それをつくり変えるわけですから、町長は成田の各戸の方々の考えをよく集積して、そしてそれがよかったというふうな声が必ず最後には聞こえるような、何回も何回も地区の方々と話し合いをしたり意見を聞いて、次の政策を強く進めるように、私はもっと強く求めるわけでございます。何とかお願いという言葉で、これは閉じさせていただきます。

それでは、3番目は駅東開発の今後についてお尋ねします。

平成5年にスタートした185ヘクタールの鏡石町最大の駅東開発は、今日、30年近くになるとうしました。途中、185ヘクタールというあまりの大規模を3分の1に分けて、平成11年には鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業、非常に長い事業になったわけです。だから事業も長いんだかもしれないけれどもなりました。その第1次開発分として185ヘクタールの中の56.3ヘクタールについて、住宅740戸、居住地2,400の計画で町づくりがスタートしました。途中で、無理のある事業であるため大幅に変更し、この56.3ヘクタールを住宅地19ヘクタールに減少し、公共用地11.3ヘクタール、新たに出てきたのが準工業団地26ヘクタールが誕生したのでございます。これは、町長も担当したから一番お分りのことと思います。

その中で（1）番ですが、現在の住宅団地計画での今までの総建設戸数がありますが、トータル的に、この駅東に建設戸数の予定としては何戸、第1土地区画整理の56町歩の中には

予定されているのか。現在の完了した戸数は何戸になっているのか。また、居住人口計画の予定は何名を計画しておられるように現在はなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業、これの事業計画でございますが、これらについては56.3ヘクタール全体で、ヘクタール当たり40人という人の張りつきを想定して進めてございます。56.3のうち、住宅地の面積としましては41ヘクタールを計画していることになっております。これにより計算しまして、駅東第1土地区画整理事業全体で居住人口計画としましては約1,650人となってございます。

建設戸数でございます。既に販売終了してございます第1工区の世帯の人数、1世帯当たり平均3.05人となってございますので、この数字を使わせていただきまして、全体計画1,650人を3.05で割りますと、おおむね540戸が全体計画の中で想定している住宅の数でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 以前の全員協議会で、最近の一番新しいこの56町歩の中の全体的な図面、あるいはその詳細の分かるような資料を提出いただくようお願いはしてははずなんですよ。まだそれが提出されていないものですから、質問するのも何かどこかちょっと抜けたような感じになってしまうんですが、取りあえず、それについては提出することを強く求めるものであります。

それでは、（2）番目になりますが、今回、大水害に遭った成田宿屋敷の方々が、先ほども言いましたが駅東に移転希望した場合は、優先的な造成された住居は考えることができるのかどうか。現段階では保健センターの周辺だけの数字しかまだ出ていませんが、それも含めながら、成田の方々が入る予定がある工地ができるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問へご答弁を申し上げます。

成田地区から駅東第1土地区画整理事業地内への移転希望につきましては、保留地を優先的に販売できるかどうかを検討したいと考えてございます。

また、区画整理事業の中には民有地がかなりございます。これにつきましても、その土地所有者の方と移転希望者をつなぐことができるか等、移転をする成田の方が希望する土地へ

住むことができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 今後の駅東住宅予定地の面積というんですか、それを再度お伺いさせていただきます。幾らぐらいあるのか。

そして、これは住宅地として使える土地であるかどうかもお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問へご答弁を申し上げます。その戸数は何戸ぐらい可能なのかというご質問へご答弁させていただきます。

駅東第1土地区画整理事業の第3工区につきましては、保留地が1.2ヘクタールのため、移転対象の方からの希望が多い100坪で考えますと、約35区画が販売可能となります。

また、民有地、個人の方が持っている土地でございますが、これにつきましては、個人で区画を分割するため、戸数については今のところはちょっと未定ではございますが、面積としては4.4ヘクタールでございます。4.4ヘクタールの民有地が販売可能となります。先ほど申しました100坪で計算しますと約132区画ということで、保留地で35区画、民有地で132区画が第3工区の中に販売できる住宅地ができるというふうに、計算上、成り立つということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、（4）番に入ります。

ここに、準工業団地が平成21年に26ヘクタールを確保して計画がスタートしました。しかし、以後12年間、一社の進出もなく話題にもならない状態でございます。

企業誘致という名前は毎年、予算の中で10万、20万予算化されているんですが、現在のところまで全然ありません。近隣の市町村と比べ、大きな企業進出は遅れが生じております。今の時代に町長はオーダーメイドと言っておられますが、企業は多様性が高まり、既製服を求めるのが現実だと思います。駅東も多様に進むべきであるというふうに思います。

現在、新たな企業の誘致話題はないのですか。また、今日まで一社もない原因の把握はされておられるのですか。お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第 1 土地区画整理事業地内の準工業地域に新たな企業の誘致話題については、企業から現地の状況等についての問合せは数社ありましたが、正式に進出の話は現在ございません。

原因については、土地区画整理事業の準工業地内第 4 及び第 5 工区が未整備であることから、そちらが原因だというふうに考えられます。区画整理事業の進捗状況を確認しながら、担当課と連携を取り、企業誘致活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうからも補足して申し上げますけれども、まずこの駅東の土地区画整理事業、これについては当初、私も担当をしたことがございます。その後、以降でありますけれども、先ほど議員が言われた、21年だと思えますけれども準工になったということでもあります。その当時は当然担当者ではありません。多分、当初のこの駅東の56ヘクタールの総事業費は67億だったはずですが、21年、準工地をつくったときの総事業費は41億円です。そういうことからすると、二十何億下がっているということでもあります。

この準工地でありますけれども、次のニプロの関係もあるんですが、いわゆるこのときにオーダーメード方式ということをしたと。ですから私が町長になってからオーダーメード方式と言ったわけではない。以前変更した、前町長時代の中でのオーダーメード方式であります。まずそこを1つ確認しておきたいと思えます。

このオーダーメード方式、いわゆるニプロの話もありますけれども、ある南の地区、この前もお話しした例えば白河、ここはオーダーメード方式とっておりますけれども、ここは全部県有地、所有地なんですね。だからオーダーメード方式が成立すると。

我が町のオーダーメード方式、これは町有地がばらばらにある、どちらかというとなら民有地があるということなんですね。ですから、オーダーメード方式をするのには相当時間もかかるし手間暇もかかるということで、すぐにはできない、オーダーメード方式だと。ですから、今ばらばらになっているああいったものをまずまとめるということも、当然必要かもしれませんし、それを区画整理の中でまとめるという方法、そうしていかなければ、本当のオーダーメード方式なり、なかなかできないという、今回もそういった状況で時間がかかって、いわゆる会社の予定には合わない、こういった準工になっているという、そんなことありますので、駅東については、中身を見ますと平成12年に市街化区域になっております。それから平成21年、私が就任するまでにおいては、多分、工事といったらばいわゆる中学校の南側、あの道路とあともう少し、もう1本、そんな程度ではなかったのかなということだと思えます。

本格的な第 1 工区工事が始まったのは26年からです。そして平成30年から約 5 年、この

中で1工区がほぼ完了したと。先ほど申しあげましたように、当初67億のところから41億にしたということは、道路を間引きしたということですから、例えばこの41億の中身で区画整理をやっておったならば、多分、個人が再度道路を設置しなければ住宅地としては売れない状況になってしまう。そうするとますます遅れてしまう。ですから、この第1工区については、やはり時間はかかりましたけれども、道路をしっかりとつくって、即販売できる、そういう区画整理に直したということであります。

そういったことで、この駅東についての流れについてもご理解いただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 確かに、町長が言っているオーダーメイドは前町長の時代に計画された事業でございます、それは分かっております。でも、町長も今、言われましたが、その時代ではなくなったんだということをおっしゃられますが、もう、皆さんもそう思っていますから、ここでやっぱり、既製服を買うようにチェンジしましょう。やっぱりそうしないと大変な苦勞をしますから、ここで工業団地の運用については思いきり皆さんでやっていただきたい。そのための努力をしてもらいたいというふうに思っております。

それでは、3番目の……。

○議長（古川文雄君） 今泉さん、②は。

○9番（今泉文克君） はい。

○議長（古川文雄君） ②、（4）の②です。

○9番（今泉文克君） ごめんなさい。（4）の②でございます。

②、東日本大震災、福島県沖地震によって、我が町を代表する企業、ニプロファーマが鏡石では大変な被害を受けました。その中で、新たな工場建設が発表されて、鏡石駅東進出計画もありますが、どのようになっておるのでしょうか。ニプロ新工場建設が可能であれば、町は工場敷地を無償で提供して誘致する、そういうふうな有利性を考えてもよろしいんじゃないかと思えます。今、白河の企業誘致も出ましたが、私も工業の森というところ見てきました。山の上にすごいところを造成して造りまして、そこに三菱開発関係企業が進出して、鈴木市長も県の企業局長をやった方だからその有利性もあったんでしょけれども。

我が町は、今、駅東に26町歩ありますが、これをニプロが来たいと言うのであれば、私は無償でやってもいいだろうというふうに思います。平成11年には10アール650万でした。そしてこれは、約10ヘクタール、10町歩買うと6億5,000万くらいになっていますね。笠石の方々のところにそれが行きました。

これは、もしかして現在1反歩300万として計画すると10町歩で3億円。あるいは100万として見た場合、実勢的な姿から見ると1億円。このくらいの金になりますね。だから、無償でやるということは大変なことかもしれないんですが、ニプロが誘致されてくるのであれば、このくらいの用地は無償で提供して、鏡石町の今後に影響する、そして新工場、固定資産税、社員の雇用、駅東の大きな開発、鏡石町の企業イメージ、関連会社などの進出、もろもろでニプロの企業城下町が鏡石の新しいキャッチフレーズの一つとなってもいいんじゃないでしょうか。そういう点からすると、地代の無償も今の時代必要になってきているんじゃないかというふうに思っております。その辺は、町長はどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ニプロの進出について、駅東の準工について、ニプロの中身に合わせたいいわゆる無償で提供してはよいのではないかということでもありますけれども、これは議会の中でも、全協の中でも、いわゆる町の所有についてはそういった提案もさせていただきました。

ただ、民地について、今100万とか300万とかという話がありましたけれども、これは地権者がどう思うかでありますけれども、あそこについては市街化区域であるということなので、そういったことが可能かどうか。これは地権者にも当たってみなければ分かりませんが、なかなか1工区、今3工区しておりますけれども、そういったことからすると、なかなかそういうふうにはいかないのかなと。その地権者の立場になれば。私はこの無償ということについてはそういう考え方であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 本当だよね。無償というのはなかなかできないというのは町長の考え方ですよ。

でも、あれがいつになったらできるのか、何ができるのだから、全然予定が立たない。そのときに町がこうやってずっと年月ばかり経っていますから、あれは今後もひよっとしたら、ニプロが今、新しい工場を白河に造りたいとかという話も、先日もしておられたということですね。そうなってくると、鏡石はいつになったら本当の工場ができるのか。非常に私は、我々の時代にあの駅東に、やっぱりニプロというすばらしい日本を代表する企業の一つが新たに定着してくれれば、もうすごい鏡石町のイメージも上がってくると思いますから、ぜひとも私はそういうことを政策として検討してはどうかと思うんですが、なかなかでき

ないというとは何でもできないわけですから、それができないんだこっちや、それ以上は言っても無理だからね。

ただ、そういうふうは無償で提供して、新しい工場を造ってもらって、そこに固定資産税が入った、あるいはうちの息子、娘が務めたんだ、家から近くていいんだ、そしてあのかいわいがにぎやかになってきたんだ、それから明るくなったんだというふうな話題が出るような町づくりにすべきだと強く言っていた議員もいたことも、記録として残しておかないと、後世に、町民の方々に、あるいはそう思っている方々もいると思いますが、何やっていたんだ議会はというふうなこともなりますから、提案して。検討できるかできないかはこれからの内容ですが、私は地価の問題もあるけれども、水田ですから、前のほうに650万という価格はなかなか市街化区域だけでも、そこまで地権者も求めていないだろうというふうに私は思っております。

だから、その辺を加味しながら検討する時間を持っていただければいいなというふうな思いを強く訴えて、この②番はやめまして、③番に入ります。

この準工業予定地内は水田が主力というか、全部水田ですよ、この準工業地域に計画されているところは。地権者の方々の買取価格とか、その辺はどのような程度で予定されているのか。あるいは、また誘致する企業への販売価格は幾らくらいを試算されておられるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問へご答弁を申し上げます。

準工業地域の整備につきましては、これまでのほかの工区と同様に、区画整理事業で整備をしていくこととなっております。区画整理事業のほうで整備しますと、町のほうで保留地を販売することになります。この保留地の販売の価格につきましては、不動産鑑定評価をして評価員の方に価格を諮問していただきまして決定となるため、申し訳ございませんが、現在では価格は幾らというようなことはまだ未定ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ここに工場を誘致する、企業を誘致するという話を再三再四言ってみても、今度はここが幾らだったら売却できるんだかという数字の単価が出てこないことには、前に進めないんですよ。企業に行って、工場の用地が26町歩あるんですよと言ったって、幾らなんですかと聞かれたときに、これからなんですなんて言っていたのでは、今の経済界の企業に対するスピードと、我が町の企業誘致のスピードの差があり過ぎます。オリンピック

の100メートルの決勝の10秒を切るタイムと、鏡石の小学1年生の子供がレースしているようなものですから。そのときに、価格が大体幾らぐらいから幾らぐらいなんですとかという、今日ここで言うくらいの話は私は持っているんだろうと思うんですが、そういうのも全然ないのでは、企業誘致の話には、土俵には上がれないのが当たり前ですから、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 価格ということでありますけれども、まずご理解いただきたいのは、この56ヘクタール、これを町が一遍に準工も含めた中で動かすことは財政上も無理だということについては、議員の皆さんも多分ご承知のとおりだと思います。

そういう中で、先ほども言いましたように、第1工区はほぼ完了し、今、第3工区が始まって、何とか3工区については見通しがついてきたということでもあります。今回、ニプロのお話もありました。そういう中で、すぐ取りかかることもできないことも当然で、そういうことで断念をしたということでもあります。ただ、ニプロさんについては自社用地があるので、できる限り白河に行かないでこの鏡石町でやってほしいということは伝えてあって、それに関しての町ができること、こういったものについてはしっかりと議員の皆さんにもお知らせしたとおりにお伝えをしてあるということです。

今回、3工区もほぼ見通しがついてきたということなので、4、5工区、さらには残りの2工区、こういった全体のいわゆる県道から南側の部分について、こういった形で排水処理をするかということが一番のネックになりますので、まずそういったことについて今回の補正予算にも上げていただいたということも申し上げたとおりであります。

そういう中で、この排水の中によって調整池がどれだけになるのか、という事がある程度決まる、そういう中で、4工区、5工区をどうするかということもあると。ただ、そういう中に、本当に準工についていいのかどうかについても、いわゆる1工区、3工区、その隣が準工ということで本当に住めるのかどうかということも、再度、これについては検討しなければならないのかなということも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。そういう中で、しっかりと一步一步進んでいるということもご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） お話、答弁を伺いますと、準工業団地はあるけれどもなかなか難しいという言葉で最終的にいってしまう、そうすると、よそからももしかして進出したいという

言葉があっても、町がそれを受け入れることができないということですよね。26町歩の面積は持っているんだけど、持っているといったって、じゃ売りますよということができない。それは永遠と今、長く続いておりますね、そういうことが。

それではあの土地が、道から南側が、いつまでたっても地権者の方々には固定資産の評価が高いために、以前には約6,000万近く、町が増収したわけです、それが、平成11年から田んぼから市街化区域に変わったことによって。それは全部、笠石のあの土地を持っている所有者の方が、基本的な、米を作っているけれども市街化区域の税額で納めているから、町に約6,000万近く、あれから1,000万くらい増えたから7,000万近く納めていると思いますから。町はそのほうがいいわね。

だけれども、地権者の方々の負担は大変なものがあるし、そしてそれが今後どうなんだというふうになるとなかなかできない、すぐはできないというふうな答弁ばかり来ちゃったのでは、地権者の方々の不満と、あと我々議会は何やっていたんだという町民からの強い声が出てきています。

ですから、これらについては何らかの形で対応できるスケジュールというものを明示するくらいの予定はお持ちになれないんですかね。お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） やらないとかということじゃなくて、やはりこの56ヘクタールというのはあまりに広大だと。そういう中で、今、1工区と3工区が終われば、3工区は終わろうとして今、もう大体決まっているということなので。今、4、5工区について2工区も含めて、ここの部分について今後やるのには、どうしても調整池を造らなければならないということなんです。この調整池について、どれだけの大きさになるか、こういったことも計算をして、事業費がどうなるのかということをはじき出さなければならないということなので、着々と残りの部分に手をかけていくように、今、努力をしているということです。

ですから、平成10年に市街化区域になった。12年からスタートするわけであります。そういう中で、じゃ本当に何年かは進まなかったという、これを取り戻さなければならない。ですから着々と、1工区から進んでいるということも、これはご理解いただいて、議員の皆さんと一緒にしていかなければ、ここにばかりお金をかけることもできない部分もあります。現市街化区域もしっかりとしていかなければならない。そういったことも含めながら、この駅東についてもやっていかなければならないと、そういうことなので、やらないということではないので、一つ一つやっているということをご理解いただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 質問をする前に、議長の承諾をいただきたいと思います。

この後の県中地区都市計画の質問も通告しておりますが、残り10秒くらいではちょっと難しいので、これは割愛させていただきたいと思います。

よろしいですか。

○議長（古川文雄君） はい、分かりました。

○9番（今泉文克君） それでは質問に、最後の残りにさせていただきますが……（ブザー音）

今、議長にお伺いした15秒くらいは時間をください。

○議長（古川文雄君） はい。

○9番（今泉文克君） それでは、なかなかできないというふうなこと、非常に厳しいのが後ろにあると思いますけれども……。

○議長（古川文雄君） 今泉議員、時間を超過した場合はそこで終わりになっております。

9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

○9番（今泉文克君） 質問は執行で、議長には……。

○議長（古川文雄君） その分、時間戻します。15秒戻します。よろしいですか。

○9番（今泉文克君） いいです、それで。

ありがとうございます。ですから、スケジュールの作成を強く求め、そしてそれが早く達成できるように願いながら私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、5分間休議といたします。

休議 午前11時19分

開議 午前11時26分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴規程にありますように、拍手や私語の禁止となっておりますので、静粛に願います。

◇ 円谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。本定例会

一般質問の2番目の質問をさせていただきます。

私は、今回で一般質問121回目になります。これは、ちょっとした手前みそになりますけれども、ちょっとした記録ではないかと思うんです。私が100回目の一般質問をしたときに、マメタイムスさんに記事を書いていただきました。これは管内で史上初めてだということだったんですが、それからさらに21回の回数を重ねてまいりました。

昭和62年に町会議員になった頃から、当分の間は一般質問を通告しますと、担当課長が通告議員の自宅を訪問いたしまして、質問の内容をもっと詳しく知りたいんだということで、議員と話し合いをしてまいりました。これは、質問内容を掘り下げると同時に、答弁する執行の側にも内容のある答弁をするためにも大変意義のあるものであり、私どももまたその話をする中でいろいろ勉強になったのであります。そのように執行が議員の質問に真剣に対処してきたわけではありますが、最近どうもその執行の答弁が私に言わせると軽くあしらわれているのではないかというふうなことがままあるように思われてなりません。

また、このことは議長の側にも大きな責任があるのでございまして、私の初めて議員になったときの議長は、町職員で総務課長を経験したことのある今泉富三郎さんでございました。今泉さんは、非常に議長として、私は今でも尊敬する議事さばきをいたしておりました。執行が答弁漏れや的外れな答弁をすると、厳しく叱咤をされていたのを今もはっきりと思い出すことができます。また、一般質問をした議員に対しては、議会終了後の懇親会の挨拶などではいつも、一般質問された議員の皆さん本当にご苦労様でしたというようなりスペクトを示していただいたことが思い出として残っています。

ともあれ、我々の質問は町民から負託をされた大事なものでありますから、真剣な内容のある答弁をぜひいただくように要望しておきます。また、議長は高いところに座ったからといって、議員を低く見下ろすような態度ではなく、執行に対して議員の質問に真摯に答弁をさせるように、常に配慮をするように強く要望しておきたいと思えます。前回の定例会の一般質問では、まさに横暴とも取れる私の質問を拒否するような態度がありましたので、これは重大に抗議をしておきたいと思えます。

質問に入る前に、最近の政治状況について一言述べておきたいと思えます。

新型コロナウイルスの感染は、とどまるどころを知らず拡大し続けています。感染者が病状が進んでも自宅療養を強制され、そのまま亡くなっている人も出ています。病床確保策のための法律をつくったり、予算をつくるための国会を開くべきだという野党の要求を、与党は無視をし続けています。コロナに感染した妊婦が入院できずに、自宅で出産をして赤ちゃんが亡くなっているなんていう例も発生をしております。救急車が来ても病院で受け入れるところがなく帰ってしまう、こういう状況も報道されております。

このように、国民の生命が危機にさらされているというのにもかかわらず、与党は憲法で

国会議員の4分の1の要求があれば開催が義務づけられている国会を全く開こうとしておりません。これは、絶対に許されない憲法違反の行為です。国会を開き、今までの自公政権の失策が選挙の前に国民の前に明らかになるのが怖いのだとしたら、自らの政策に自信がないことを証明しているのであり、政権党としては全く失格であります。

我が町の感染者も40名となりました。県内13市を除く46町村の中では8番目の多さになりましたが、全くこれは油断のできない状況であります。ワクチン接種の促進とクラスター防止のために、我が町も全力で取り組む必要があると思います。

それでは、通告書に従い、具体的質問に入ります。

まず、大きな1点は、成田地区遊水地計画についてであります。

成田地区遊水地については、今、先ほど今泉議員もいろいろと質問をされましたが、私も若干ダブるところもあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

まず、2年前の10月台風19号で大変な被害を、特にこの成田地区は受けました。その前の大洪水は私が町議会議員になる前の年、昭和61年8月6日に大洪水がありまして、成田の堤防が決壊をいたしまして、この成田の宿屋敷中心部はほとんど浸水の被害を受けました。しかし、このときは大変な被害だったんですけれども、床下浸水がほとんどで床上浸水はごく一部でございました。しかし、今度の19号の台風は、ほとんど八十数件が床上浸水に見舞われたわけでありまして、これはまさに大変な大洪水だったわけでありまして、

この成田の宿屋敷というのは、昔は宿場町であったと、それで宿屋敷という名前がこの間まで残ってきたわけですね。町の地名変更で今は宿屋敷という地名はなくなりましたが、ここは大変古い歴史のあるところでありまして、この集落がほとんど床上浸水で、ちょうど稲刈りのシーズンでもございましたので、コンバインのカッターで刻んだ泥まみれのわらが、それぞれの家に押し寄せて、家の中は本当に泥の混じったわらで埋め尽くされるような状況でございました。それで、逃げるのに遅れて残されたお年寄りが、消防署のボートに乗って朝方救助されるのを目の当たりにいたしました。本当に、これから地球温暖化のますます進む中で、もうこの地区は人が安心して住む土地ではなくなったんだというふうな思いを強くさせられた光景でございました。

その後、遊水地にするという国の計画を聞き、まずイメージしたのはお隣、須賀川市の浜尾遊水地でありました。浜尾遊水地は、今までの農地はそのまま耕作をしてください、でも大雨が出たときには若干の間、水をためさせてもらいますというふうなことで、補償も部分的な権利の部分の補償でございました。しかし、今度の6月にあった説明会の国土交通省の説明は、全く異質なものでございました。この区域、ほとんど洪水に見舞われた地域を掘削をして、家を立ち退かせて農地を全部買収して、深く掘り下げて阿武隈川に堰を造って、雨が降ったときはどンドン水を入れて、雨がやんだらば川に戻しますというふうな計画でござ

ございました。本当にびっくりをいたしました。

しかし、考えてみれば、これから地球温暖化の中で大雨がどんどん降るといふようなことを考えるときに、これはやむを得ないことなのではないかというふうな思いもさせられたわけです。それは、我々はその遊水地の計画が出る前に町長とも議論をいたしまして、これはやはり高台移転をしないと、成田地区宿屋敷の人々の生命の安全は保たれないのではないかということをも考えたわけでございます。そうしますと、やはり高台移転のためには、全面買収というのは避けて通れないのではないかと、自分のお金で高台に移るなんていうのは、ごく一部の人にはできるかもしれませんが、既に移った人もいますのですけれども、それはみんなに通用することではないということでございますので、大変これはたいいのですけれども、これはやはりやむを得ない。

そしてまた、遊水地というよりは私はダムというべきものではないのかと思いました。私は、成田行政区の区長もさせていただいたこともあります。この成田地区ではただ一人の町議会議員として、いろんな声を聞いてきましたけれども、堤防を高く頑丈なものにしてくれとは聞きましたが、堰を造って水を引いてくれということは全く聞いていなかったもので、本当にこの計画には驚きました。しかし、スーパー堤防を造って阿武隈川の水は防ぐことはできても、「前門の虎、後門の狼」との例えのとおり、後ろには鈴ノ川、諏訪池川の水が、阿武隈川の水位が高くなって流れがせき止められて行き場を失い逆流してくる、いわゆるバックウォーターというものをどうするかという問題があります。そのためには、やはりここは高台移転しかないというふうな思いに至ったわけでございますけれども、長年住み慣れた住まい、集落、それから耕作農地をダムの用地として失う住民の思いを思うとき、まさにこれは断腸の思いではないかと思うんですけれども、命を守ることがやはり何よりも重要な我々政治の役割だと思つと、やむを得ないのかという思いにさせられるのです。

しかし、今回の計画はあくまでも事業の中心的な目的は下流の水害防止、これが一番の目的であることは間違いのないことだと思います。郡山では中央工業団地に日立製作所の工場があったんですけれども、この工場も移転をして今はありません。そうであるならば、成田住民の方々が今後の生活と農業の経営に不安を持たずに済むような施策を国に要求し、その実現のために町は全力を挙げて取り組むことが要求されると思います。成田地区住民の生活と権利をどう守るのかについて、次の6点についてお尋ねをいたします。

まず、(1)番として、基本設計はいつまで町に提示されるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今般の遊水地整備事業につきましては、国においては、現在、地下水調査、地形の測量、地盤調査、構造物概略設計などを実施しております。また、今後においては、国や町など公共施設の各管理者等との事前協議等を行う予定であり、上流遊水地群に係る基本設計については検討中の状況であります。また、町におきましても住民説明会を受け、関係者である町民の意見や意向を十分に反映させるよう国にお願いしている状況であります。これらを踏まえて、国において基本設計案を作成し、町へ提示されるものと認識しております。

なお、現時点において基本設計が提示される時期については、いつ頃とは明示されておられません。現地調査の進捗や地元意向への対応を考えると、早くても来年度以降になるものと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、今のところそういうことでしか分からないということであれば、私はやむを得ないだろうと思います。出たらば、速やかに我々にもお示しをいただきたいと思ひます。

（2）番に入ります。

2番目は、矢吹町、玉川村にもそれぞれダムが計画をされておるわけですが、やはり国と我々がいろいろ要求をぶつけて話し合いをするためには、やはり何と申してもこの3町村で結末をして、一緒になってやっぱりやっていかないと、個々ばらばらでは、相手は非常に強大な国家権力ですから、こういうものと渡り合うことはできない。いろいろな知恵を出し合って、少しでも有利な条件を勝ち取るためには、この3町村で対策協議会を設置すべきではないかというふうに思ひますけれども、これに対して町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国による遊水地計画につきましては、ご承知のように鏡石町、玉川村、矢吹町の3町村合わせますと、約350ヘクタールと広大な遊水地面積となっております。当然のことながら、事業の進捗においては、矢吹町、玉川村と本町の3町村において、連携は必要であるというふうに考えております。担当課においては、既に随時情報共有を図っているということがあります。去る6月22日でありますけれども、3町村の首長による意見交換会も鏡石町で開催させていただきました。今後も継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、この遊水地に関しては、県に対して3町村による要望活動も行ってまいりたいと、

そういったことも協議している状況であります。そういう中で、今後も3町村で情報交換を図り、連携してこの遊水地整備事業に対し、住民に寄り添った対応に努めてまいりたいというふうに思います。ご意見のあった対策協議会、この設置については、その必要性についても3町村で話し合っていきたいというふうに思います。

なお、付け加えて申し上げますけれども、やはりこの3町村で協議会をつくってということもあるんですが、私はここは県も巻き込むということも大事だと、350ヘクタールの広大な土地、これが荒れてしまっただけでは何もならないということなので、やはり3町村ばかりじゃなくて、県もこの遊水地については入ってもらいたいような、そういった活動もして、いわゆる県とこの3町村、そういったことでしていければいいなということで他の町村にも申し上げてまいりました。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、この3町村の対策協議会を発展させていただいて、首長だけでなく担当職員も含めていろいろ話合いをして、知恵を出し合って、少しでも優位な条件を勝ち取るようにお願いしたいと思います。3町村はそれぞれの郡が違います。県議会議員の選挙区も違いますので、7人の県議会議員がここの出身の県議会議員がいるわけですから、こういう人たちにもぜひ協力をいただいて、県に対する働きかけなども広げていただきたいものだなというふうに思います。

それでは、次の3番目でございます。

成田地区の当事者が、この問題をどう考えているのかということが重要で、先ほども一部意向調査があったということですが、私はアンケート調査をすべきではないかということと言いましたけれども、まだ未回収のものも大分あるし、まだ調査の項目についてももっと詳しく、内容にいろいろな要素を織り交ぜてこれをすべきではないかということで、1回の意向調査では当然終わらない、これからこういう問題をもっと進めるべきだというふうに思うんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

6月の住民説明会で国から遊水地計画の概要が示され、遊水地の範囲内は全面買収方式によるものと発表されました。町では、今般の遊水地事業計画により、移転対象となる水害から居住地を守る成田地区推進協議会の会員である67世帯に対し、第1回目となる住宅移転に関する意向調査を7月1日に発送し実施いたしました。

また、全面買収方式には農地も対象となりますので、遊水地内で営農を継続することができなくなりますので、農家の方への影響も大きいことから、地区内で営農している123名の農家の方々を対象に、今後の営農の意向を把握するためのアンケート調査を7月27日付で発送、8月12日回答期日として実施をいたしました。

この2つのアンケート、現在集計中でございます。意向調査につきましては、これからも引き続き実施してやっていきたいというふうに考えてございます。そして、今後の移転や営農の支援策、このために役立てていきたいと考えてございます。

なお、意向調査につきましては、これからもやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、今の課長の答弁のように、いろんな項目、いろんな対象者を重複的にやっていただいて、未回収の人たちには直接催促に行って回収をするくらいな努力をして、ぜひ地域の皆さんの考えを把握して、これから対処をすべきだというふうに思います。

次の（4）番目は、遊水地に計画され立ち退かざるを得ない人に、町は住宅団地を造成して分譲すべきではないかという項目についてでございます。先ほど今泉議員の質問にも、この件が含まれていたと思うんですけども、私は成田の住民として区長も経験した立場で、これは笠石地内の区画整理の駅東開発地域に移ってしまうというのは、非常に成田としては、これはもうなんか忍びないんですね。

そして、まだこの地域は、先ほど町長の答弁にあったように、非常に高い値段で町は買い集めている土地なんですよね。そして市街化区域でもございますので、これは農家は結構宅地が余計に必要なので、一般の勤労者の住宅と違って、例えば苗を育苗するにはハウスなどもやはり管理上、家の近くに置きたいとかなんかになると面積も必要だと。そうすると、そういう高い土地をたくさん買うということは大変難しいのではないかと思いますので、私はこの移転先を、旧成田行政区内の周辺、例えば池の台とか、成田原町と今は言うんですか、そういう辺に、あとは新町とかそういう地域に、ぜひ成田の行政区の範囲内で、そして調整区域を解除させて、比較的広い土地でないと農家はやっぱりなかなかまずいということがございますので、そういう調整区域を解除するような農地に建てるようにすれば、この地域だったならば安くても買えるのではないかと、そういう思いもございますので、ぜひこの辺に住宅団地を造って、やはり自分の力だけでは交渉して土地を求めたり、買ったり造成したりということは大変なことでございますので、ぜひそれを町として手を貸して進めるべきじゃな

いかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど今泉議員さんからも質問があったとおりであります、町としてもいわゆるアンケートを取りながら、全員が全員、成田に残るといってもないようなので、次、三男の方については駅東に行きたいという、そういった意向もあるようでありますので、もっともっと集約をしながら、どれだけの面積が必要なのかということも把握しながら、できる限り、今、議員さんが言われたような、いわゆる成田地区は成田地区の中で対応できるようにしていきたい。できれば宿屋敷が見えるところが、私は自分にとっても、そういうことであれば宿屋敷が見えて、そういったことならばなおいいのかなと個人的には思っておりますので、そういったことも含めて、成田地区の皆さんも多分そう思っているのではないかなというふうに思いますので、成田地区の意向も含めながらしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ここで円谷議員、議事の都合で、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

○11番（円谷 寛君） 今からですか。

○議長（古川文雄君） はい。

○11番（円谷 寛君） 分かりました。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛君。

○11番（円谷 寛君） 答弁の番ではなかったか。

○議長（古川文雄君） いや、答弁は終わっています。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番（円谷 寛君） では、午前に引き続き質問をさせていただきます。11番の円谷です。成田地区遊水地計画の（5）番でございます。

水田面積が大幅にこの事業によって減少するわけでございます。今、零細な水田経営は機械の維持、償却費によって赤字経営が必定であります。この問題に対応するためには、やはり町でライスセンターを設置するべきではないかというふうに考えるんですが、これに対す

る考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の遊水地計画では、約100ヘクタールの水田が減少することになります。また、遊水地の外に少しずつ水田が残る方もおります。稲作は多くの種類の農機具が必要で、少ない水田のために各農家が農機具一式を維持していくのは大きな負担だというふうに考えております。このため、遊水地計画に伴う稲作については、ライスセンターの設置なども当然検討しながら、経営の維持を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、この辺はご検討いただきたいと思います。

次に、遊水地計画の（6）番でございますが、これは先ほど来の住宅移転などの問題解決のためには、新しく移転先となる地域は調整区域が大変多いわけございまして、調整区域の場合は宅地などへの転用が規制をされているわけございまして、やっぱりこれでは成田で遊水地の計画地に入った人たちが行き場所がなくなるわけございましてね。そのためには、やはり調整区域の変更というものを国・県に対して働きかけて変更させるべきではないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員のご質問へご答弁申し上げます。

市街化調整区域内における建築につきましては、通常であれば厳しい立地基準がありますが、今般の遊水地による住宅の移転については、一定の手續を踏まえる必要はありますが、調整区域の変更をすることなく、市街化調整区域内への建築が可能ということを確認しております。

なお、今後は、移転対象となる世帯について、個々の案件に寄り添った対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そういうことで、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きい2番目に入ります。

子育て支援策の強化についてございますが、これについては再度、前から言っています問題なんですけれども、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、給食費の無償化についてであります。

お隣の天栄村などでは、既に新しい年度から一部無償化が実施をされております。我が町も、当然これは実施をすべきというふうに思いますが、これに対する執行の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

現在、新年度になりまして、新たに3自治体が給食無償化のほうにかじを切りまして、59のうち40自治体、67%の市町村が何らかの方策を取っているということは承知しております。また、我が鏡石町でも、低所得者に対しましては、就学援助費の中で給食費の支援を行っております。低所得者に該当する家庭には給食費全額の補助を行っておりますので、そういう方においては給食費の実質的な保護者負担はございません。令和3年度では59世帯、76名がその対象として認定されております。給食費の支援額は約435万円になる予定であります。

前回のご答弁でも申し上げましたが、低所得者以外の全ての家庭についても全額を公費で賄いますと、全額で約6,220万円、3分の1補助といたしましても2,073万円の予算が必要だと試算されています。現在、ご承知のとおり第二小学校の改修事業などが計画されていることから、公費補助にするための財源の確保が非常に困難な状況にあるというのが現状でございます。そのため、学校給食費の無償化につきましては、食育、子育ての観点、また国・県の動向、県内の各市町村の状況を把握し、町民からのご意見を直接聞いていらっしゃる円谷議員さんをはじめとする議員の皆様方のご意見も頂戴しながら、引き続き慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） この問題については、まだ引き続きやっていきたいというふうに思っています。時間の関係もございますので、前に進めます。

（2）番は、バス通学費補助の拡大についてという問題でございます。

今、第二小学校の3年生までについて補助を出しているわけなんですけれども、これはやっぱりもっと、私、前々から言っていますように、町民の公平さに立って考えるならば、やはり久来石の南のほうとか、さらには蒲之沢、あるいは深内とかあの辺の方々も対象にするのが

公平な町政の在り方ではないかというふうに思いますが、この辺拡大をすべきじゃないかというふうに思います。

と申しますのは、これは単にお金の総体的な流れを把握してもらいたいんですが、バスの赤字路線に対しては補助金を出しているわけですね、町は。ですから、そのほうで出すお金をこの通学バスの補助に出せば、その赤字の部分で出す補助金が減っていくのではないかとというふうに考えるんですね。ぜひ、この辺についてご検討いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員の今のご質問にご答弁申し上げます。

バス通学の補助については、議員のおっしゃるとおり、現在第二小学校の1年生から3年生までを対象に実施しておりまして、対象は旧二小学区の児童でありまして、昨年度は10名、今年度は8名へ補助を行っております。

なお、今年度8名のうち5名が往復の申請、3名は片道の申請でございます。

対象となる児童の人数は、年々減少傾向にあります。この事業開始から40年が経過していることもあり、議員がおっしゃるようにバス代の補助の拡大につきましては、第一小学校のバス通学児童、例えば久来石地区ですと定期購入者が約30名おりますので、そういった児童との公平性も考慮し検討が必要であると、先日ホームページに公表しました教育行政評価の中でも委員の皆様から意見を頂戴しているところです。

そういう意味で、バス通学費の拡大につきましては、事業開始当時と現在の状況が大きく変化していることから、バス利用の実態を把握しながら検討していく必要があるというふうに考えております。その際には、円谷議員のほうからもお話がありましたように、路線バスの運行状況や今後の小学校の児童数の推移、安全な通学環境の確保等を総合的に勘案いたしまして、路線バスのみならずコミュニティバスやスクールバスといったいろいろな方面から、関係機関と連携を図り検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 赤字路線のバスに対する補助というものも十分考えていただいて、どうせ赤字路線のバス路線に対して補助金を町で支出をしているわけですから、それをもっと積極的に、そういうものを有効に使うのには、やはり今、教育費の保護者負担の軽減というのは、今の政治の相当大きな課題でございますので、ぜひここをもっと検討していただいて、同じくお金を出すのならば、バス代の赤字路線の補助というよりも通学費に対して出すという積極的な出し方をすべきではないかということで、この問題も引き続きやっていき

と思います。今日は時間の関係もありますので、前に進めます。

(3) 番は、通学路の整備・改良についてでございます。

これは今年、県道成田鏡田線の一部の歩道の工事をされておりました。しかし、その先に行くと、全くまだ未整備で歩道らしい歩道はないと、こういう状況にありますので、やはり今、第二小学校の生徒もたった8人しか定期券の補助をもらっていないということでもありますから、多くの子供たちは満足な歩道もないようなところで通学をしているわけでもありますから、もう少し本気になって、ここは成田・鏡田線が県道でございますが、そのほかに道路についても通学路については整備、改良について、もう少し積極的にやるべきではないかというふうに思いますので、この辺についてご回答をお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員の通学路の整備・改良についてご答弁を申し上げます。

通学路の安全確保に向けた取組については、鏡石町通学路交通安全プログラムに基づきまして、通学路安全推進会議、定期的な合同点検を実施しております。今年度については、現在、小中学校へ危険箇所の把握を実施して取りまとめを行っている状況であり、小中学校から我々が感じていなかった部分にまで危険箇所等が上がってきているところです。

今年度の10月に学校教育委員会、道路管理者、警察等で危険箇所等の合同点検を実施し、危険箇所についてしっかりとそれぞれが共有する予定であります。また、合同点検の結果から明らかになった対策が必要とされる箇所については、その箇所ごとに歩道整備、あるいは防護柵の設置などのハード面の対策や、交通規制や交通安全教育などのソフト面の対策等を、必要箇所に応じて具体的に実施メニューを検討し実施してまいります。

さらに、国道4号の拡幅事業も進捗する中で、道路環境も変化してきていることから、安全な通学の設定についても、各学校やPTA、さらに地域住民の意見を取り入れながら、子供たちが安全で安心して通学できるように、ハード面の積極的な改修、そしてソフト面の事業の推進をそれぞれ進めてまいりたいと考えております。ぜひ、ご指導お願いしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、子供たちが安全に通学ができるように、この面での取組をこれからも強く進めていただきたいと思います。

大きな3番の入札制度の不正利用防止策についてお尋ねをいたします。

これは、かつて会津美里の町長が、入札制度の中で、最低制限価格を漏えいして業者に便宜を与えたと、そして賄賂をもらっていたということで、町長は逮捕されて失職をしたわけですが、こういうことはやっぱり二度とあってはならない。

しかし、これは、私は制度に問題があるというふうに思うんですね。やっぱり僅か三つか四つの数字が漏れることによって、重大な業者の利益が保障されてしまう、こういうものをやっぱり温存しておくこと自体、問題があるというふうに私は思うんですね。だから、こういう制度はもうなくすべきではないか。

そして、もしかしていろいろな理由がありますけれども、あまり安くすると手抜きがあるなんていう声もあります。私は、これに対しては職員に従事させて検査を徹底すれば、その心配はない。高く入札、落札させたからといって、手抜きがないということは限らないわけです。だから、私は検査できるような職員を張りつけて厳しく検査をしておくことということによって、このような手抜き工事の問題は解決されるのではないかと。ぜひ、この辺の検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、行政の長が発注に係る秘密情報を漏えいすることは、入札の公正を著しく害する犯行であります。町民からの信頼も大きく損なわれるということになります。まず、このようなことはいずれにしてもあってはならないという認識をしております。

あと、この歩切り、いわゆる最低価格、こういったことについては法律等もございます。そういったことについては担当課長からも、総務課長から答弁させます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、町長が申しあげましたように、行政の長しか入札の、特に最低制限価格というものは認識できないようなシステムになっておりますので、長の方がそういうふうな形になりますと、入札そのものが大きく揺らいでしまうというような環境でございます。

金額につきましても、今までは設計金額に対して、入札者なり町長なり、専決事項における入札者がある程度設計に対して減額するという方法が取られておりましたが、近年、そのやっは設計からいわゆる歩切りといいまして、何%下げるのはよくないよというような形で国のほうから指導がございますので、金額につきましては、ある程度予測がつくというものなんなんです、ある程度の数字が固まってしまうのかなというのが現在の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） とにかく、原理的にはこれは大変な不正で、だから町長が首になったわけなんだけれども、そういう不正が起きやすい制度そのものについて、やっぱりなるべく避けていく、極力避けるというふうなことをすべきじゃないかと思うんですね。これは私が監査委員をやっている立場でちょっと思ったんですけれども、やはりなかなか進まないから言うんですが、町長も副監査をやっている保健環境組合、私もその監査委員をやっているんですけれども、ここで長沼に今、設備開設をされようとしている不燃物置場の入札があって、私が入札価格をお尋ねしましたら、落札したのは東京の佐藤工業、そして最低制限価格に満たなくて失格をしたのが竹中工務店。この竹中工務店は、佐藤工業よりも1億何ぼ安く札を入れたことによって失格をしたんです。

私は、なぜ竹中工務店という日本の大手ゼネコンがやれるという1億円安いほうにさせないのか、この仕組みに私は問題があるんだと思うんです。決して竹中工務店は赤字を出すような企業だったら、そんな入札はしないはずなんですから、やはりこれは税金を極力安く使うべという、有効に使うべという、そういう視点をやっぱりもう少し、我々は税金を一円も無駄にしないという考えで持つべきではないかというふうに考えるわけですね。ぜひこれから、そういう不正が入りやすい、そういう仕組みを改める、そういうことが必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがでございましょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私も先ほど申し上げたように、要は発注に係る秘密の情報を漏えいしたことによって、ある町の長が逮捕されるという、そういうことの事件であります。私は、この長に就任してから、いわゆる入札には一度も出席はしておりません。

もう一つは、入札の入札調書、予定価格、これについては当然、今は歩切りの関係があって予定価格と500万円以上の場合には最低制限価格ということで、予定価格は様々なんでしようけれども、下の数字は私自身が、これは職員も分からない、そういった中身で記入して、そして封をして、それを総務課の金庫に預ける。そして入札時は副町長と、担当課で執行をするという、というそういった方法を取って、私も一度もそういう中身では入札には参加していない。自分が書いているわけですから、別に入札に出席する必要もないので、そういったことでしっかりと業者との関係はしているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 建前の話は何回も聞いたんですけれども、やはりそういう不正が起きやすい状況をなくしていく、こういうことがやっぱり大事なんです。やっぱり人間ですから、いろいろ弱みをつかまれるようなときもあるだろうし、そういう面で不正が入りやすい、そういうものはやめていくということがやっぱり必要なんでないかということで、これからもこの問題については、またやっていきたいと思っています。

時間が8分になりました。次に、4番目に入ります。

公職選挙法をどのように守らせるのかということで、ここは他というふうになっているんですね、他というのは私、町長と教育長の次の欄は他だったんですね。だから、他という欄はないんです、これは選挙管理委員長ですね。それで、その他というところに丸をつけたんですけれども、これは選挙管理委員長にお尋ねをするわけでございます。

公職選挙法をどのように守らせるのかということで、非常に、次のような問題について見解をお尋ねいたします。

今朝ほどの新聞にも、須賀川市長、須賀川選出の県議会議員、さらには須賀川市の議長、こういう者が禁じられている寄附行為で違反があったということで新聞に出されておりました。宗方県議などは、私は会費だと思って出したんだと、しかし寄附になっていたとは知らなかったなんて言っていますけれども、やはり寄附を3人の政治家がやっていたということで、新聞に載っておりましたけれども、やはりやってならないことは、やってならないのです。そのくらいのことが分からないでは、県議会議員としてはどうかというふうに言われてもしようがないのではないかと思います。

私は具体的な内容は、次の4点ですね。こういうことはいかかなものかということで、時間がもうないので、はしょってというか、1つずつやっていきたいと思えます。

①番は、町議選の告示日に、第一声に集まった有権者にパック入りの赤飯を配ったと、こういう運動をやった議員、そのときは候補者だったんですけれどもおります。これに対してはどのような見解でございましょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の行為につきましては、公職選挙法第139条飲食物の提供の禁止の制限違反について関係してくる可能性があると思われます。しかしながら、個々の案件につきまして、選挙管理委員会で法令に抵触しているかどうかを調査、判断することは、権限がないことからできないものと考えております。公職選挙法第5条において、市町村の選挙管理委員会は市町村の議会議員、または市町村長の選挙に関する事務を管理することとされており、ご質問のような案件におきましては、法令に抵触しているかどうかの調査する権限については、警察

の管理下にあると認識しております。

町選挙管理委員会としては、須賀川警察署と連携し、情報を共有することで公平な選挙の執行を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そうすると、次のほかの問題もそういうことになってしまうんですね。選挙管理委員会というのは、そういうことでいいんですか。警察だけが取り締まる、選挙管理委員会は何もそこでは対応できないんですか、またお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） おっしゃるとおり、先ほど答弁しましたように、公職選挙法の法律上の中に、市町村なり中央選管なりの選挙管理委員会というものがうたわれております。

5条におきまして、先ほど申し上げたように、市町村の議会議員または市町村長の選挙に関する事務を管理することとされておまして、同じ公職選挙法の中の後ろのほうに、今、言ったように、やっちゃいけないことが幾つか、139条であれば先ほど言った飲食物の提供の禁止というような話になっておりますが、そちらのほうの調査権限、例えばそれを調査する、捜査するという権限につきましては、警察権の管理下に置かれているというふうな形でございますので、選挙管理委員会としてはそういう情報があれば、須賀川警察署のほうにこういう情報がありましたよというような話をするだけで、情報を共有して、例えばその現場はどうなっているのかというような話があれば協力はしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 何か非常に納得できないんですけれども、じゃみんな警察に任せて、選挙管理委員会は何もやらないと、こういうことなんですね。

2番目についても、一応お尋ねをしておきます。

②、遊説先で有権者にアイスクリームを配ったという、そういう選挙をやった人がいるんですけれども、これについてはどうですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の行為につきましては、先ほどと同じように、公職選挙法におきまして139条の飲食物の提供の禁止の制限違反になると関係しております。

その行為についてのご回答となりますと、先ほどと同じような形になって大変恐縮なんです、個々の案件につきましては、選挙管理委員会のほうでは抵触しているかどうかの判断はちょっとできないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 非常に残念な解釈ですね。そういうことで選挙管理委員会は選挙違反を何もできないみたいな話になってはどうかと、これから私も勉強しなくちゃならないと思っています。

③番は、町議選の前の年のお盆に、候補者とは全く親戚になっていない、そういう人の家に新盆にお金5,000円と桃1箱を供えた。こういう候補者がいるんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の行為につきましては、こちらのほうにつきましては、公職選挙法の第199条の2、公職の候補者等の寄附の禁止、第249条の2、公職の候補者等の寄附の制限違反について関係してくるものと思われま。

回答につきましては、先ほど①、②と同じような形ですので、選管のほうとしては抵触にしているかどうかというのは権限がないことからできないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 全くそういうことでは、何か選挙違反を啓蒙するだけで何にもそういう権限がないということでは、ちょっと納得はできないんですけれども。

4番目は、選挙で集まった人にごちそうをするために、賄い人に日当を払ったと。ごちそうすることと日当を払うこと、その2つの問題があるんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ごちそうすることということですので、こちらのほうにつきましては、公職選挙法の第139条、飲食の提供の禁止の制限違反について関係すると思われま。日当を払うことにつきましては、公職選挙法の197条の2において、選挙運動に際し、事務員、車上運転員、労務者に報酬など、一定の範囲までは認められております。

内容につきましては、先ほどと同様な回答でございますので、選挙管理委員会では法令に抵触しているかどうかにつきましては、権限がないことから判断はできないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） しかし、そういうものを選挙違反としてやっぱりやめさせる、そういう責任は選挙管理委員会にはないんですか。どうしてなくせないかということを選管は考えないんですか、全然。お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに、公平な選挙というのも、おっしゃるように選挙管理委員会の大切な責務の一つでございます。そのために、こちらのように、これは前回の町議会議員の一般選挙に皆様に配られている選挙の手引というようなもので、こちらのほうにこういうものは禁止されるよというような形で記載して説明しておりますので、こちらのほうを準拠していただくように、啓発活動には十分力を入れていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 啓蒙だけではなくて、選挙管理委員会はそういう違反を摘発するという、そういう責任はないんですか。できないんですか、そういうことは。例えば、そういう訴えを受けた場合は、警察に摘発するということはできないんですか。お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 摘発行為というふうな形になりますと、摘発の言葉の意味になっちゃうんですが、こちらは法律用語でございませんで、犯罪などを暴いて公表するというようなことの言葉になってしまいます。そういうことですので、それが犯罪かどうかという判断自体が、なかなかこちらのほうの選管のほうに権限が与えられておりませ

るので、そちらのほうは情報を共有して、このようなことがあったよというような形で情報提供までになってしまうというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 非常にこれは問題のある話なんですね。やはり、そういう行為をやめさせるという責任が選挙管理委員会というのはあるんだろうと思うんです。選挙を管理しているということは、不正が起こらないようにやっぱり見ていく、あるいは場合によってはそういう行為をした場合については訴えていくというようなこともやらないとなくなる。

日本の司法の行政に携わっていた前の法務大臣が、広島県の参議院選挙で2,900万円ものお金をばらまいたということが、もらった人が皆届け出て明らかになっているにもかかわらず、法務大臣をやった人が選挙違反ではないなんて強弁をしているわけですね。こういう世の中の乱れ、こういう中でやはり選挙違反などがまかり通っていくわけでございますから、やはりもう少し積極的に、違反はやっぱり選挙管理委員として許さないんだというふうな考えにはならないんですか、それはどうなんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、やはり公正な選挙、候補者の方々が同一の土俵に立ちまして公平な選挙、誰でもできるような公平なる選挙というものにつきましては、選挙管理委員会が行うと、管理する選挙では必ずそういうふうな選挙ではないというふうに肝に銘じてはおります。

ただ、その先ほどの調査権なり捜査権につきましては、こちらが把握していないというのも事実でございますので、選挙管理委員会としましては、そちらのほうの公平な選挙をするためにはこういうことはやってはいけませんよというような啓発活動に力を十分入れて、公平な選挙の管理執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 非常に不満足なあれですけども、私自身ももう少しこれから勉強して、この問題についてまだ執行と答弁をめぐっているいろいろ続けてやっていく考えでございます。

時間もあまりございませんので、これで一般質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 1時39分

開議 午後 1時46分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（古川文雄君） 次に、4番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） 9月議会、最後の登壇者となりました菊地洋でございます。一般質問をさせていただきます。

世界中がコロナ感染拡大のニュースの中、昨年開催を延期し、本年紆余曲折の中で、オリンピック委員会と日本政府の半ば強引に、そして異例の無観客にて開催された2020東京オリンピックでした。しかし、開催をされると、やはりスポーツの祭典というだけあって、数々の感動を与えてくれたと思います。特に感動したのは、柔道、阿部兄弟の同日金メダル獲得や、レスリング川井姉妹の金メダル獲得など、日本中に大きな感動を与えてくれたと思います。

柔道は9年前のロンドンオリンピックでは女子の松本薫選手の金メダル1個にとどまり、大惨敗という結果でした。今回監督を務めた井上康生氏は、データの分析を徹底的に行い、選手の得意技を伸ばし、弱点を克服し、そして選手を褒める手法で今回のオリンピックに臨んだそうであります。そして、最後の責任は監督が取るとの指導法だったそうで、選手はそれぞれ伸び伸びと今回の競技に臨んだそうであります。結果、金メダル9個、銀メダル2個、そして銅メダル1個の計12個のメダルを獲得することができたのだと思います。

大会史上最高のメダル58個を獲得することができ、終了いたしました。そして8月24日よりパラリンピックが開催をされており、ここでもメダルラッシュが続いております。障がい克服しながら出場している選手達に、私たちは大きなエールを送っていきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大はとどまることを知らず、変異株、インド由来のデルタ株が世界中に感染拡大をさせており、若年層の拡大が広がり、大変心配な事態になっております。我が町においても、9月1日現在、40例目の感染者を確認しているところで、中には10代未満の感染も確認され、今後学校等への適切な対応が問われると思いますので、適切な対応を執行側によりしくお願いを申し上げておきたいところであります。

それでは、通告に従いまして通告をさせていただきます。

初めに、道路行政についてであります。

(1)の本年2月に発災した福島県沖地震において被害を受けた道路の改修状況についてお尋ねをいたします。

初めに、久来石の旧道の発注はしたと伺っていますが、いつ頃復旧完了する予定なのかについてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

本年2月の福島県沖地震により被災した町道久来石線の復旧状況でございます。9月9日を完了の工期と定め、今現在施工中でございます。復旧箇所は2工区に分けて施工しております。北側工区につきましては、舗装まで完了いたしました。現在南側の工区の舗装工事を実施しているところでございまして、工期内には完了する予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 国の災害査定後の工事着手ということがあって、大変時間がかかってきたと思うんですが、まず発注に当たって、もう既に今、北側はできているのは確認をしております。今、南側着手しておりますが、片側、片側での修復というのと、例えば両面一遍に業者に見積りを出させるのとどちらが安いのか、その辺は試算をされましたか。お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 発注に当たりましては、基本的には国の査定のとおり発注を行うということですので、国のほうで認められた範囲の中での発注の方法でしか計算はしてございません。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 確かに、国の言うとおりにやらなければ予算が下りてこないという、これは承知しております。ただ、久来石の住民の方々からすれば、10年前の震災のときも結構あの道路はやられました。そして、今回の2月の福島県沖地震のときにも、日に日に陥没するように片側がずっと陥没していったというふうな経緯を見たときに、やはりあそこはし

っかりとした舗装で完了させないと、今後また、例えば震度5とか震度6とかというような地震が来たときに、同じように陥没するのではないかという、こういう心配があるんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） ご答弁を申し上げます。

10年前にもかなりの大きな被害があって、今回も被害が久来石地区には特に多かったというふうに認識してございます。

今回、施工してございます工事につきましては、あくまで国のほうで認められた分ということでございます。ただ、それ以外にも久来石の道路については非常に悪いところがある、目立っているということは重々承知してございます。これにつきまして、さらに下がっている箇所、また老朽化による箇所、これもありますので、これにつきましては、やはり議員もおっしゃいますとおり、その箇所のみでなく、ちょっと広い範囲での本格的な復旧が必要であろうということを十分承知してございますので、9月の議会のほうで補正予算のほうを上げさせていただいて、その災害査定の箇所以外のところについても、年次計画的に継続しながら修繕工事はやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 了解いたしました。

大変、久来石の旧道はほかの地域と比べると、特に下のほうの道路が狭隘な部分があって、この辺について今、普通車での交差にもかなり難を期すという、こんなふうなところがありますので、その辺についてもよくよく考慮しながら、しっかり対応していただきたいと思いますというふうに思います。

同じような質問なんですが、笠石の旧道の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

笠石の地区の旧道の災害復旧工事の状況のおただしでございます。

町道笠石・鏡田線につきましても、9月9日完了工期で施工中でございます。こちらにつきましては、既に現場の舗装のほうは完了してございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 確認をしてみいました。間違いなく舗装になっておりましたので。

続いて、③番の岡ノ内地内ニプロ裏側の旧道の復旧はということで、昨日確認をしてみいました。昨日、ローダーがかかって地固めをしていたようでありますので、この辺ももう数日で完了するのかなと思うんですが、ここの完了はいつの予定なのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

岡ノ内地内ニプロ裏側地区の災害の復旧ということでございます。

まず、岡ノ内池周辺の災害復旧の進捗状況でございますが、岡ノ内池、上の池のほう、4号線に近いほうでございますが、こちらについては住宅地周辺について、仮復旧工事をしてございます。これが完了しまして、現在、この岡ノ内池の上の池のほうの本復旧工事に向けた測量設計業務、これをしてございます。9月30日工期で発注してございますので、間もなく出来上がってくる。この業務により、岡ノ内池の上の池のほうは埋立てするのかなという予定でございますが、本復旧工事に係る費用が算出されますので、その後復旧工事を発注したいというふうに考えてございます。

また、下の池、高速道路側の大きい池のほう、これの上に位置する10年前に崩落した岡ノ内の団地の道路、こちらの災害復旧の工事、こちらは10月25日が工期でございます。現在、鋭意施工中でございます。請負業者さんのほうからは、10月25日工期なんですけど、9月上旬、間もなく舗装のほうはできる予定であるというような報告を受けております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 昨日、ローダーで固めていましたので、多分もうすぐ舗装は開始されるのかなというふうに思って、10月25日まではかからないだろうというふうに、昨日私も推測して見てまいりました。

いずれにせよ、2月に発災した地震から、やっと9月半ばになって、国の査定の遅れもあったかと思うんですが、そこを通る住民にとって、生活道路として毎日のように利用しているわけでありまして、できるだけ早い完了が望まれたんですが、その遅くなった理由というのはやっぱりあれですか、国の査定の問題ですか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） ご答弁を申し上げます。

2月13日に地震は発生しました。これを受けまして、町のほうでは災害復旧工事の準備を進めていたわけでございます。いろいろな測量設計等、いろいろ進めておりまして、それでもやはり災害査定、国のほうの査定のほうは5月ぐらいになってしまったと。国のほうに合わせなければいけませんので、このような予定になってしまった。この査定を受けまして、さらに設計のし直しでありますとか、そういうものが必要になってございましたので、実質的には6月11日に工事の契約を結んだということですので、工事は6月に入ってからということで、非常に地域住民の方にご迷惑をかけているということは重々承知してございますが、何分そのような行程を踏まなければならなかったということをご理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） それでは、地震による被害を受けた道路の質問については以上といたします。

それでは、既存の道路の今後の計画についてお尋ねをいたします。

まず初めに、また久来石から始まるんですが、久来石の屯所先を、高口宅の先を左折をした山林に向かって走る町道だと思んですが、あの町道を計画したのは、計画をして今、出来上がっているんですが、どういう目的であの道路を造ったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

どういう目的かということですが、当時、整備した年時はちょっと出てこないんですが、当時林道の整備事業というもので、あそこの山のちょうど真ん中に道路を通すというものですので、林道整備事業として整備したというふうに、私どもとしては記録をしてございます。

なお、当時は林道としてですので、産業課のほうで整備したと記憶してございますが、今現在、管理のほうは都市建設課のほうで管理している町道というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 上っていく道路が、行くときに看板が出ておりましてR12ということで、傾斜12度ほどあるところで、上って、ずっと上り口までは結構いい太さがあるんですが、今度下っていくと段々道が狭くなっている道路というふうに、私、走って記憶しております。ほとんど走っていない道路ですね、あれは。農繁期にトラクターとかそういうものが走っているのかどうかはちょっと確認はできておりませんが、今度は農繁期にちょっと見てみようと思うんですけれども、もったいないと思うんです、あの道路。上っていくときは大変いい道路で、下りになるとちょっと細いんですが、全部舗装になっているんです、途中まで、田んぼの手前までは。あの道路を何か利用するような計画は持てないですか、今後。お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） ご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の町道は、5メートルの舗装幅であります。最終的に一番南側につきましては、その先は耕地、田んぼに面している道路で、その先5メートルの舗装幅を過ぎますと、約車1台分の幅2.5メートルぐらいの砂利道にぶつかる道路でございます、現道。この道路は、主に耕作道として地域で利用されております。ですので、耕作時期を除いては交通量は少ない状況であるということございまして、このような状況ですので、現在のところは道路を拡幅等、そういう計画はないような状況でございます。また、その先2.5メートルは砂利道になってございます。砂利道ですので、そこの現道の舗装化ということも考えることがあれば、地域でやってございます多面的交付金事業という、地域でそういう整備する事業があるんですが、これにより地元保全会での施工というものも可能であるのかなというふうに考えてございます。

なお、その先線をどうするかについて、地元施工、こういうものも考えながら、そういう視野に入れた検討をしたいなというふうには思いますので、以上答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） あの道路について、なぜ今回一般質問したかというのと、10年前の震災のときに旧道を大型トラックが走って、実際あの近隣に住んでいる方々からは震度3ぐらいの揺れを感じると、こういうふうなことを言われました。何軒からもこういう話を聞きました。そして、まだ数年先になるかもしれませんが、久来石も国道4号線が4車線化になります。そうすると、矢吹に抜けていく道路というのが、今の旧道からだとな側に抜けれないという、こういうふうな状況になってくると思うんです。そうすると、既存にある、今、質問した道路を、例えば棟沢開田からずっと観音湯に抜ける、あの道路にぶつけて矢吹

方面に迂回できる、そういう道路を造ってはどうかというふうな思いがあって、今回質問をさせていただきました。この辺について、まだ計画は何にもないと思うんですが、執行の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員が言われたように、スーパー林道という名称を多分使っていると思うんですが、この道をしっかり幅員をもっと広げて、そして矢吹に行けるような、そういった道路になれば大変いいなと今お話を聞いて思っております。しかし、今、4号線拡幅のいわゆる国で矢吹・鏡石道路として今、動いています。そういう中で、町としては国のほうには、一旦矢吹のほうに行くのに国道を、大きな交差点は別にしても、途中から右折はできないものですから、ここについては国との話合いの中では副道として、交互通行できるように、対面できるように、そういった道路を国のほうにお話をして、多分そういったことで今、動いていると。一旦4号線に出なくても、副道の中で矢吹方面に行けるような、そういった計画を今しております。そういう中で再度、国と確認をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 国道4号線の側道に関しては、安全確保をしっかりとさせていただいて、国のほうにもその辺をしっかりと伝えていただきながら進めていただければというふうに思います。

それでは、次の質問、②番に移らせていただきます。

成田浜尾作線、旧石川製作所さん付近の道路なんですが、石川製作所さんがそこから撤退されて、現在大型トラックを有する運送会社が移設をしまいいりました。実は、石川製作所さんの前の道路は、これも同じく10年前の震災のときから道路が大変傷んでいたというふうなお話を伺っておりました。今回、この運送会社が来られたからというふうに理屈つけると、何か運送会社に大変申し訳ないんですが、トレーラーが入ったり出たりという、こういうふうなところで、当然舗装そのものが大型トラックに耐え切れる舗装ではないと思うんですね。傷んでいる状況は執行側ももう既に把握はしていると思うんですが、この辺についての今後の対策はどういうふうに考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

成田浜尾作線は、舗装の経年劣化が進み、かつ運送会社の移設による大型トラックの通行増加により、道路が損傷している状況でございます。このような状況を鑑み、今年度から年次計画による補修路線と位置づけまして、当初予算でその予算を計上したところでございます。現在、工事を発注してございまして、工期を10月末と定めております。今年度施工の箇所につきましては、その運送会社の出入り口の前を含めた道路の損傷個所を舗装打ち換え工事をするということで実施をいたします。

なお、この路線につきましては、継続的に工事を実施してまいりたいということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） その工事の発注なんですけれども、先ほど私、話したとおり、大型トラック等に耐えられるような舗装にされるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 舗装につきましては、何のためにやるかといいますと、確かにその運送会社さんのすぐ前のところをやりますので、目的としてはそれに十分目的を果たすような舗装にしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 了解いたしました。

続いて、③番の質問に移ります。

岡ノ内地内の国道4号線の4車線化に伴い新設した迂回道路から、天栄松本線から入ってきて、岡ノ内に入ってきて左折をする道路、旧職業訓練校に抜ける、五斗蒔方面に抜けていく道路であります。この迂回道路ができたおかげで、結構交通量が増えてまいりました。先日、カーブミラーと、それから止まれの標識を造っていただきました。あそこを止まらなくて、一時停止もしないでどちらも走っていくという、こういうふうな道路になってしまっていて、交通事故が起きるのを大変心配しておりました。一時停止とカーブミラーつけていただいたおかげで、若干、どちらも止まりながら、徐行しながら走っていくという、こういうふうな傾向が見られるようであります。

そして、その道路を左折する訓練校へ抜けていく道路なんです、ここはもう普通乗用車

も交差できません。この道路について、何回か都市計画のほうには行ってお話をさせていただきましたが、改良計画はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

国道4号の4車線化に伴い、迂回道路として新設した町道鏡田557号線という路線になります。これにつきましては、昨年度完成いたしました。供用を開始したところ、やはり周辺住宅等からの車両の交通量が増加しているということは承知してございます。この迂回道路から旧職業訓練校へ抜ける道路、約170メートルの区間でございますが、舗装幅が約3から4メートルであり対面通行が困難な状況であるということは理解してございます。ですので、このような状況を鑑みまして、道路拡幅や待機所設置等、これらについては今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） まだ検討段階ですか。実際にはまだ何の動きもないんですか。検討段階かどうかお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） まだ、測量設計をするというような、そういう準備は整ってございませんので、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 実は、あそこの土地の所有者にも話を立ち話の中でさせていただきました。俺の家の目の前で交通事故起きるのは大変だと、町のほうからそういうふうな話があれば土地はいつでも提供するという、こういう話をされておりました。これは交通安全という観点から考えたときに、やはり速やかに執行は動くべきじゃないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） ご質問にご答弁申し上げます。

具体的に、あそこでちょっと交通量を調査したとか、そういうところまでちょっといって

ございませんので、もうしばらく検討の期間は与えていただきたいというふうに思いますので、ご承知願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 都市建設課長からちょっと時間を欲しいということですので、しっかり時間を見ていきたいというふうに思いますので、早急な手当てをお願いしたいというふうに思います。

それでは、大きな2番に入らせていただきます。

社会福祉協議会の在り方についてお尋ねをいたします。

副町長が社会福祉協議会の理事長という、こういうお立場であるそうでありますけれども、町の社会福祉協議会の在り方というか、目的というか、存在意義というか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の（1）、社会福祉協議会の在り方について問うというご質問ですが、鏡石町の社会福祉協議会につきましては、昭和31年に設立し、昭和57年7月には社会福祉法人の認可を受け、現在に至っております。住民と公私の社会福祉関係者、団体、機関等によって構成されており、営利を目的としない民間非営利組織であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法において位置づけられた組織であります。

また、ヘルパー事業などの福祉サービスの提供や見守り活動や居場所づくりを行う地域活動、自立支援や生活福祉資金の貸付けなどを行う相談支援、老人福祉センターをはじめとした指定管理者としての施設の管理運営事業など、様々な事業を通じて地域の福祉施策を町と協働で行っております。市町村に設置されております社会福祉協議会の在り方については、社会福祉協議会は地域の社会福祉関係者ととともに多様な組織関係者をつなぎ、地域生活課題への解決に向けた支援を創造する連携・協働の場になることを目指す役割を目指すものとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 副町長。

○副町長（小貫忠男君） それでは、4番議員のご質問で、先ほどの質問にもありましたが、私、社協の会長ということなので、私のほうからも一言ご答弁させていただきます。

ただいまいろいろ法律的なこととか、実際の置かれている状況の説明がございました。私

のほうからは、平たく言いますと、みんなで支え合いながら安心して暮らすことができる、共に生きる豊かな地域づくり、そういうものを推進していくのが社協だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 課長の答弁も、副町長の答弁も大変そのとおりでありまして、各市町村においての地域福祉を推進する中核的な存在であるという、それから地域住民及び福祉組織関係者との、今、副町長が言われた協働の組織であると。あと、地域生活の課題の解決に取り組む、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる共に生きる豊かな地域社会をつくることを推進するための組織であるという、こういうふうなことであります。

今回、私がなぜこの社会福祉協議会について質問に至ったかという、今はまだいいんですが、今後、少子高齢化が進む中において、要は民間の福祉組織にかかれぬ、こういう方々が出てくるというふうなときに、この社会福祉協議会の果たすべき役割は物すごく大きいというふうに思ふんですね。このことを考えたときに今の組織の状態がいいのかどうかということも併せて、そして金額、営利目的ではないというのはもちろんこれはそのとおりなんですが、ただ鏡石においては物すごく、ちょっと仕事していないという言い方は悪いんですが、須賀川とか天栄とか矢吹町と比べるとかなり少ないんですね、金額的に。そのことを考えると、やはり私が先ほど言いましたように、福祉の人材を育てながら福祉に取り組めるような、そういう組織体をつくっていくことが大事なんじゃないかなと。特に福祉、障がい者、ここに取り組める組織づくりが大事ではないのかなという、こういう思いの中で今回は質問をさせていただきました。

そこで、質問変わりますが、現在、社会福祉協議会は町から指定管理は幾つ受けているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

町の社会福祉協議会につきましては、現在、鏡石町老人福祉センターと屋内ゲートボール場の2施設を指定管理者として委託をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 指定管理2つ、そして保育所もそうですか、違ふんでしたか。取りあえず指定管理は2つですね。その指定管理の金額は妥当なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者の金額につきましては、各施設の維持管理に係る費用でございまして、光熱水費や機械警備委託料、修繕費などのものでございます。この支出に対しまして、施設利用に係る使用料や団体の負担金などの年間の収入がございまして、これらは使用料だけでは支出を賄いきれませんので、この差額分につきまして指定管理委託料として算出しているところであります。金額につきましては、毎年、決算と予算時に精査しておりますので、金額については妥当であると考えております。

本年度からの指定管理の委託料でございますが、老人福祉センターにつきましては230万円、屋内ゲートボールにつきましては25万円、合計しまして255万円の委託料でございます。本年から令和5年の3年間の指定管理というようなことで実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 保育所は社協で委託されているんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫忠男君） 保育所につきましては、社協の自主運営ということで、社協で運営しております。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 失礼しました。

先ほども、今後の福祉計画ということについてちょっとお話をさせていただきましたが、鏡石町社会福祉協議会として今後の福祉計画を立てているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

社会福祉計画とはということで、高齢者や障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった福祉の分野、共通の理念と取組を定めたもので、福祉分野の上位計画として位置づけられている計画として、社会福祉法の第107条に定められた市町村ごとの地域福祉計画として策定する計画であり、本町においても「あたたかみのある福祉のまちづくり」として、現在第5次総合計画の基本計画としても位置づけされております。

今後の社会福祉計画としては、現在、来年度から10年間を計画年度とする第6次総合計画を策定中であり、新たな総合計画においても地域福祉の推進と地域生活課題の課題を図る計画として位置づけを持った計画として策定を進めております。

社会福祉協議会の計画につきましては、この町の計画を受けまして、地域福祉計画の理念を具体的な活動につなげるために、地域の人と社会福祉協議会の連携による地域福祉活動の取組と、社会福祉協議会の活動の指針となる地域福祉活動計画を令和元年度から令和5年度までの計画期間として策定をして、現在、これに基づきまして実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 国は本年度の4月から、新たにこの社会福祉改正法の中でしっかり取り組んでいる行政に対して交付金を新設しております。ですから、そういう観点の中で、今後、社会福祉協議会の存在意義が問われてくる時代になってくると思いますので、しっかりとした体制づくりが大事だと思います。町民福祉の観点から、しっかりとした今後の取組をお願い申し上げて、町長の今後の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今の議員の質問を受けて、いろいろ考えさせるところがいっぱいあったなど。最後の社会福祉協議会の在り方ということの中の今後の社会福祉計画、これは社協で持っている計画がございますけれども、ただいずれも計画書があったからいいというものでは私はないと思っています。要は、社会福祉協議会にそれだけの人員とお金と、先ほど言われた今までの介護とか障がい者の関係、こういった部分が民間でできるもの以外に、やはり社協としてしっかりと共に生きる、そういったものを含めてやっていくのには、やはり人とお金だと。

取りあえず、町としては協議会の会長には副町長を送っていると、これは町と一体となろうという、もう一つは事務局長も町から送っている。やはりそれだけでも足りないというのも事実でありますので、これからどうして社協にお金が入って、そして町としてもしっかりと支援できるのか、それをこれから検討していきたいと思います。

ただ、その中においては、今、公私連携で保育所を社協にお願いしているという、そういったことも含めてトータル的にお金が社協に回って、もっともっと福祉がよくなるような、そういうシステムづくり、そういったものについて構築していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 町長の社会福祉協議会への取り組む姿勢をいただきましたので、社協については以上で終わらせていただきます。

次に、成田地区の遊水地計画についてでございます。

前段の先輩議員2人が遊水地計画について質問をされました。私もダブってくるようなところもあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

国土交通省が遊水地計画の方針を示した後に、先ほどもありましたけれども、アンケート調査を実施したということであります。その内容については、何かこの後の全協でお知らせをするという、こういうふうなことでありますので楽しみにしておきたいというふうに思います。

これについては、取りあえずここで終わります。

次に、遊水地の協議会の意向について、どんなふうに協議会の方々は考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 7月に行いました住宅移転等に関する意向調査についてでありますけれども、今回の遊水地事業計画によりまして移転対象となる、いわゆる水害から居住地を守る成田地区の推進協議会の会員であります67世帯に実施をしたと、先ほども申し上げましたけれども回収率が59世帯で86.8%の回収率でありました。詳しくは後で議会のほうに申し上げますけれども、この中においてこの遊水地事業については、回答者の89.8%の方がこの遊水地事業はやむを得ない、そして移転に賛同するとの意見が多かったように思います。また、昨今の異常気象による、全国的な大雨被害が多発していることもありまして、一日も早く事業を進めてほしいとの声も寄せられているのも事実であります。

協議会としては、おおむね賛同を得ているような状況であるというふうに認識はしてはいますが、しかしながら、ご意見の中には国や町に対するご意見も寄せられていることから、国における対応をお願いするとともに、今後も協議会の皆様に対して引き続き意向確認を続けまして、やはり皆さんに寄り添ったそういった対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 67世帯で89.8%の回答率ということでご答弁をいただきました。成

田の部落のところを歩いていろいろ話をお伺いさせていただくと、何かうわさ話が先行して、でかい堤防ができるんだと言う人と、今できた県道の空港に行く道路はなくなるんだと、もう走れなくなるんだとか、それからどれぐらい掘られんだべないという、こういうふうな話がもう説明されたものに対しても片方かみつinaながら、何かうわさ話が先行しているという。そして、何か話を聞くと、玉川はもう調査に入ったんだとかという、こういうふうな話、我々はそういう話をまだお伺いしていませんので、いやそんなことはありませんという、こういうふうな回答をして歩くんですが、もう結局不安で不安でどうしようもないんですね、成田の方々。どうなんだべという、こういうふうな不安さが先んじている。こういうふうな状況だという。

アンケートはやられましたけれども、その後、やはり小まめに国交省から具体的な方針が出てこなければ、町としても説明はなかなかできないと思うんですが、そういうふうな話合いの場というのを設けられたほうがよいのかなと私は思うんですが。結局、不安で不安で、いろんなうわさをみんな耳に入れちゃうんです。というふうなことがありますので、その辺について今後どのような対応をしていくのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） まさに地権者の皆さん、該当する皆さんは、多分そのように思っているのは当然であります。そういう中で、今回アンケート調査、これは遊水地の対象になったという以前から、町のほうでは地権者のほうには、住宅地、アンケートを取っているのは事実であります。そういう中で今回も取らせていただきました。そういう中で、今回のアンケートについて今、精査をしながら、議会の皆さんにもお話をしながら、そしてこれを基に、いわゆる推進協議会との話合いもこの議会が終わった後予定をしているということなので、少しずつでありますけれどもそういった方向で進めていきたい。

ただ、やはり地権者の皆さん、最終的には全面買収ということなので、その価格が本当に住宅が幾らで買っていただけるのか、宅地は幾らなのか、農地は幾らなのか、ある程度そういったものが出ていないと、最終的な判断はこれはつかないというふうに思っております。でも、つかないからといってそれまで待つということではありませんので、当初の予算になるかと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、住宅の移転をどういった方向でどこにした場合かというと、そういった想定の中での予算はして、計画を事前にしていきたいと、そういう考え方であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 高台移転ということで話が出されておりますが、実際に住民の中にはもう鏡石から離れたたいという方も中にはいるかもしれません。その辺の調査については、町内に移転するのか町外に移転するのか、その辺の調査というのはこのアンケートの中に入っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今般実施いたしました住宅移転に関する意向調査において、現在考えている移転先の質問の中で、町内移転か町外に移転かの設問の項目もございませぬ。国の事業がまだちょっと確定していない部分もありますので、現段階においてでございますので、まだ検討中や未定、未回答といった意見が多くはございましたが、この中で回答ですが、移転先についてはご回答いただいたほとんどの方が町内での移転を考えているということでございました。回答していただいた方で、現段階で町外への移転を考えているとの回答は1世帯のみでございました。以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） やはり、しっかりとその意識の中で寄り添いながら進めていくことが我々執行側の使命ではないかなというふうに思いますので、その辺のフォローはよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問とダブってくるんですが、町としての移転へのサポート体制について、どのようにするのかお伺いをいたします。

まず初めに、今、回答いただきましたけれども、住宅移転へのサポート体制は今後どうするのかということで、先ほど円谷議員も言われましたけれども、例えば町の区画整理のところに来ていただくのかとか、いろんな案があると思うんですが、ライフラインをしっかりと町が造ってこの辺でどうですかという、こういうふうな体制をするのか、もしくはそれぞれの個々の方々に希望のところに移っていただくのかという、こういうふうな住宅のサポート、移転の先があると思うんですが、実は協議会の会長と若干お話をさせていただきました。協議会の会長は、阿弥陀坂の中腹辺りに住宅を造成して、その辺に成田の人たちみんな住んでもらえば、宿屋敷が全部見えるから安心して移転してくるのではないかと、こんなふうな協議会の会長の意見はあるようであります。その辺について、執行はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 住宅についての移転のサポートと、これについてはいち早く4月に治水対策室、これを設置したということで、その辺のサポートは4月から既に始まっているものというふうに思っています。

移転につきましては、まず移転対象となる皆様の意向が先ほども申し上げましたが最優先であるということであります。住宅移転についてのサポートが必要な方々に対しましては、国と連携し、宅地造成、さらには移転先候補地の情報提供をはじめ、各世帯における要望について寄り添いながら、個々に対応してまいりたいということであります。ですから、個々の体制、先ほどの駅東等も当然ございますし、集団とって協議会の会長さんとお話しされた、そういった部分含めて、しっかりと対応していきたい。ただ、この約70世帯がどれだけ、半分なのか3分の1なのか、それはまだ分かりません。そういう中でしっかりとそれは話し合いをしながら、大体どのくらいの規模になるなということを含めながら、場所の選定については皆さんと一緒にしていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 続きまして、②番の農業継続の場合の農地のサポート体制というところではありますが、成田地区は農業においてはかなりの高所得を取っている、こういうふうな地域だと思えます。キュウリはもちろん、それに水稲については圃場整備が終わったばかりで本当にもったいないなと、こういう思いがあるんですが、米もそうでありまして、キュウリもそうでありまして、イチゴもそうでありまして、昔はキュウリ農家が約100軒近くあったという、こういうふうな話を伺っております。そういう意味で、本当に農業所得そのものは成田地区そのものは大変高い地域であったと。ここで田んぼ買います、国のほうで買上げというふうになったときに、農業継続しますというふうになったときに、代替農地等々についてはどのような体制で考えていくのか、これも国交省の示しが無い限り正確な答弁はできないと思うんですが、あえてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、答弁申し上げます。

先ほど、前の議員の皆さんにもお話ししたように、この地域、水田だけでも100ヘクタール、そうしますと我が町の水田面積のちょうど1割に当たるということで、なおかつ圃場整備が終わったばかりだと。大変残念な土地になってしまったと。当初は、国の発表前は、もしなるとすれば遊水地については農地としてそのまま使っていることができるなというふうに思っておったんですが、全面買収、そして掘り下げるといふ、そういったことになってし

まったく、これについては本当に残念だというふうに思っております。

ただ、我が町の農地は1戸当たりの面積はかなり多いという、そういうことも含めて代替、そういった農地についてはあるのかなど。ただ、今、成田のあの地域のような水田というのは望めないということもあります。でも、これもいずれにしても圃場整備はやらなければならないということもあるので、そういった調整をしながらしていきたい。そのためにも、この7月には治水対策室のほかに今回営農対策室を設けました。その中で、既にその農地を売ってもいい、欲しいというのもぽつぽつ出てきているのも実態であります。そういったものをしながら、しっかりと営農対策も含めて営農の関係のサポートをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 成田の水田については、何かもったいない思いだけなんです。あそこの米は大変おいしいんです。氾濫によって土地が大変肥沃になっておりますので、私もずっともうここ20年ぐらい成田の米を食べさせていただいております。大変おいしく食べさせていただいて、あそこから米が生産されないというのは大変残念なんです、これも国の事業で、また命と財産を守るという、こういう観点から考えると致し方ないのかなというふうな思いがあります。

町にとって、大きな事業になることは間違いない、そして成田の方々にとっては大きな寂しさを感じる、こういうふうな事業になってしまうのかもしれない。そういう観点から、国主導になるとどうしても住民の希望がかなわない、こういうふうな事態になってくることが予想される場合もあります。そんなことを考えながら、先ほど丹谷議員が提案されたように、鏡石、矢吹、そして玉川の合同の、それぞれの協議会は協議会でいいんですが、3町村の協議会をしっかりとつくって、国・県にしっかりした対応、要望をできるような、そういう体制をつくっていくことが今後課せられることなのかなというふうに私は思います。

何しろ全庁一体となって、しっかりと取り組んでいただくことを切にお願いを申し上げまして、遊水地区計画については以上で終わりとさせていただきます。

以上、何点か質問をさせていただきました。検討するという、こういうふうな回答をいただけたんですが、検討にとどまらず、予算を伴うものもありますが、町民本位の立場で積極的な執行運営をよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日9月4日から9月13日までの10日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月13日までの10日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

第 4 号

令和3年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和3年9月14日（火）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第178号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第181号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第182号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第183号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第 8 議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第12 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程第13 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書案について

追加日程第14 総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

追加日程第15 産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
上下水道課副課長	吉田光則君	都市建設課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸君
農業委員会事務局長	圓谷康誠君	農業委員会	菊地栄助君
選挙管理委員会委員長	草野孝重君		

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員会報告（認定第3号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔決算審査特別委員長 円谷 寛君 登壇〕

○11番（決算審査特別委員長 円谷 寛君） 令和2年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書を申し上げます。

特別委員長を承りました円谷でございます。お手元に配付の書類に基づいて報告をしたいと思います。

鏡石町議会議長、古川文雄様。令和2年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、円谷寛。

令和2年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は令和3年9月2日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和3年9月8日水曜日、会議時刻9時57分、閉会時刻16時8分、出席者、委員8名、議長、開催場所、議会会議室。

9月9日木曜日、会議時刻が9時57分で、閉会時刻が16時21分、委員8名、議長、議会会議室。

9月10日金曜日、会議時刻9時57分、閉会時刻14時43分、出席者、委員8名、議長、場所は議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長・副課長・担当職員となっております。

付託件名は、認定第3号 令和2年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、同じく令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、同じく令和2年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。令和2年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりであり省略をいたします。別紙を参照していただきたいと思ます。

令和2年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和2年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし、であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 令和2年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第178号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第178号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）に

つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、健康福祉センターの建設費の増額及び第二小学校部分改修工事費第2期分の事業費補正並びに繰越金の整理に伴う補正予算などで、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,351万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,714万6,000円とするものであります。

第2条は継続費の補正、第3条は地方債の補正であります。

議案書12ページをお願いいたします。

12ページ、第2表、継続費の補正であります。

1、追加といたしまして、10款教育費、2項小学校費、事業名、第二小学校整備事業、総額2億3,000万円。年割額の令和3年度が9,200万円、令和4年度1億3,800万円であります。

2、変更。3款民生費、1項社会福祉費、事業名が健康福祉センター建設事業。事業費の総額を2億1,000万円増額いたしまして17億3,400万円とし、年割額といたしまして令和3年度が1億2,400万円を増額し6億9,360万円、令和4年度につきましては8,600万円を増額いたしまして10億4,040万円とするものであります。

第3表が地方債の補正であります。

1、追加といたしまして、起債の目的が学校教育施設等整備事業費、限度額4,320万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

2、変更。起債の目的、社会福祉施設建設事業費。こちらにつきましては、限度額を2億9,640万円から3億6,090万円とするものであります。

補正の詳細につきましては、16ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

[7番 渡辺定己君 登壇]

○7番（渡辺定己君） おはようございます。

一般会計補正予算第4号の中身で、12ページの第2表の変更の件、これは福祉センターの単価の上昇によって2億1,000万の増額になったわけですが、これ素人なものですからその点分らないんですけれども、今後入札があつて契約した場合、どのくらいの期間の上げ幅は猶予できるのか。これ会社によっては違うと思います。例えば、会社によっては

半年、場合によっては1年とか。契約した後、資材が上がったからということで、また補正を組むようになると、またこれは大変なことをございますから。その点どのくらい余裕があるのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

7番、渡辺議員のご質疑にご答弁申し上げます。

健康福祉センター関係でございますが、工期の関係で資材の高騰等のご質問でございますが、現時点ではそういった高騰による上昇の幅というのは考慮はしておりません。全体的には設計でございますが、高騰等の資材の関係は十分調査して設計に組み込みたいということで進めておりますので、なお、何らかの事情で資材が高騰になった場合には、発注者、受注者それぞれ協議によって、そういった内容を決定して契約の変更等を検討してまいりたいということで考えております。ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の再質疑を認めます。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。

ただいま課長のほうから詳細事項を説明あったわけでございますが、設計業務にこれから入るわけでございます。基本設計から段階を踏んでの事業、どのように推移していくのか、展開していくのか。分かる範囲でいいですから、お答えをお願いします。

○議長（古川文雄君） 7番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

設計の現時点の進捗でございますが、基本設計に基づきまして主要な部材関係の設計をしまして、概算の工事費ではあります設計を決めまして、このたびの補正予算ということで計上させていただきました。

現時点ではもっと内容を掘り下げて詳細なところまで設計を進めておりまして、現時点では詳細の設計に基づいて各部材の数量や見積り等を、現時点で集計しているところでございます。10月の上旬ぐらいには一度金額が出るというような今工程で、作業を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の再々質疑を認めます。

[7番 渡辺定己君 登壇]

○7番（渡辺定己君） 再々質問させていただきます。

ただいま課長のほうから、10月頃をめどに金額が出るからという話でした。

私も質問したのは、実質基本設計がいつ、いろんな細々計算して今言った総額が出た、この鮮明な総額が出たわけ。結局、入札価格が出るようになった入札はいつか。それから、大体入札してから工期の開始がいつ頃かということを知りたかったんですけども。大体これから先順調に行くと思うんで、大丈夫かなとは思っているんですけど。

それで再々質問の内容は、前にも話しましたが、はっきり言ってこの事業が始まってから大分時間が経過しております。そういった意味で、令和4年度の年末までには、年末と言ったら3月末までに完成するということですが、これは間違いはないですか。

再度、これ質問させていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番議員の再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇]

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

入札の時期でございますが、現時点での予定でございますが、11月の末か12月の上旬を予定しております。

工事の着手時期でございますが、入札を受けまして、12月の定例会等におきまして工事請負契約の議決をいただき、その後工事の着工というようなことで進めたいと思っております。

工事の完成時期でございますが、以前からお話ししておるとおり、令和4年の年度末、3月末をもって完成するというようなことで鋭意努力してまいりたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、今の補正予算について、ちょっと質問させていただきます。

7款商工費のうちの観光費ですね。ページは26ページから27ページになると思うんですが、この説明事項の中に、220番地域情報発信事業として1,100万計上されておりますが、この地域情報発信事業というのは具体的にどのような内容なのか、ちょっと説明願います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

[産業課長 菊地勝弘君 登壇]

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

地域情報発信事業1,100万の補正予算計上でございますが、こちらは復興庁の補助事業でございます。風評被害の払拭を目的としております。中身としましては、メディア等による食や農業さらには観光といった鏡石町の魅力を発信する事業でございます。動画を制作しまして、テレビ、SNS、ユーチューブなどで県外等の消費者にそういった鏡石町の魅力を発信する事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私のほうから、金額は少しなんですけれども、少額ですけれども非常に大切なところなものですから、質問させていただきます。

29ページ。10款の学校の維持管理に関する経費、立木伐採委託に関してであります。

この立木伐採、金額は確かに120万と少ないんでありますけれども、この場所ですね。勤労青少年ホームの前、第一小学校の歩道のところであります。非常に日々危険が増していると思います。それで、私、以前、二本松と矢吹町で目の前で朽ちて倒れるのを目撃しております。昨年から今年にかけてありました。ということから、あの場所、非常に町の町民の方が非常に利用も多いと。日々朽ちてくるということから危険度が増していますので、いつ、早急にやっていただきたいんですけれども。子供さんも通ります。老人の方も毎日通っております。そういったことで、いつ施工するのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

10款の28、29ページの中の立木伐採の委託ですが、まず教育関係で予算化したものについては3か所ございます。まず、1か所が役場交差点の桜の木1本の剪定、あとは役場と第一小学校の間の桜の木とケヤキの木の6本、また校庭内の1本という形です。

今、2番議員のご質問の中であったものにつきましては、24ページ、25ページの中の児童福祉施設の中の203番児童ふれあい交流館の立木伐採委託。こちら16万9,000円になっておりますが、こちらが役場と勤労ホームの間の伐採になります。こちらのほうは福祉こども課のほうで所管して、伐採のほうをしていただくというふうに役割分担をかけておりますので、そちらのほうで今鋭意準備しているというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育関係の伐採につきましては期の関係がありますので、危険性を考えながら、時期、桜はあまりいじめすぎると枯れてしまうという状況もありますから、伐採については、その辺の見積りもしながら進めていきたいというふうに考えております。

先ほど言った児童ふれあい交流館の間につきましては、先ほど来福祉こども課のほうで進めておりますので、当然ながら大分枯れておりますので伐採という形で考えておるので、補正が通れば速やかに執行することに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 4番の菊地です。

同じ教育費。10款なんですけど、同じ29ページ。先ほどの質問の立木伐採の下です。

第二小学校の校庭の整地工事ですね。見せていただきました。大変水たまりがあって、状況、悪い状況であるというふうな感じで見えてまいりました。一小と比べて二小、大変この環境よくないというふうな思いをしてまいりましたので、この97万5,000円でどこまでの工事をやるのか、その内容についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 4番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回第二小学校の校庭整備事業ということで97万5,000円の補正をおいております。当初予算で、275万円の当初予算を計上しておりました。そちらで施工しようということで準備を進めたところ、その範囲も広げたほうが効果的にできるということで、今回、当初5,525平米の施工面積から2,160平米を追加しまして、7,685平米の面積で行うようになります。

今回は表面の不整形部分を整形しながら、補充材を入れて土壌改良等も含めながら施工するという形で、地土固めをしながら、平らにして施工するという形で考えておるといことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 私のほうからは1つお伺いしたいんですが、23ページに先ほども質問でたんですが、健康福祉センターの建築工事ということで補正が出ました。これ1億2,400

万というふうな大きい金額なんですね。

当初は何ったところだと15億2,000万だったんですが、それが10%近くも増額で出るというのは、何かこれしばらく工事が進んで物がなあって、いろいろ変わってきて出てきたというなら分かるんですが。まだ、この基本価格が出てから、まだ僅か3か月、4か月の状況ですよ。その中で、ぽんとこんなふう大きく補正が出るというのは、この辺をもう少し説明をお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの工事費の増額分でございますが、使用部材の設計が確定したところによりまして事業費を一度算定しております。この算定によりまして、工事費の全体額ですが2億1,000万を増額するというような結果となりまして、年割額としましては令和3年度につきましては1億2,400万円を増額するものでございます。使用部材の決定によりまして、あと各部屋等の間仕切り等の詳細の部分もいろいろ設計に組み入れた分に対しての増額等のものでもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の再質疑を認めます。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま課長からご理解をお願いしますと言われたけれども、ちょっと理解できないんです、私は。

なぜかと言うと、町長。我々にこの建物を造っていいですかというふうに承認をおこさせておいて、じゃ承認をもらったからやりますよと言って、そして後になって、当初は15億だったですよと言って、後になって追加で17億ですよなんて、そんなふうだね。我々は15億で承認しているわけですから、それが工事にまだ着手もしないうちに、ぽんがぽんがとこんなふう10%近くも上がるような仕事でどうするんですか。

前の「かんかんてらす」もそうですよ。当初少なく私らに承認させて、これ工事やってよろしいですかということでやって、そして始まったら最終的には2億近くまで、ぼこぼこ、修理した、あれだこれだと増やしていっちゃったんですよ。もう大阪城を徳川家康が攻めているようなもので、外堀を埋めて内堀を攻めてそして大砲で打ち込んで。もうこんなになっちゃうと議会というのは、あれ当初こんなはずでなかったなというふうに思うんですが。町と執行は承認をもらっているからやるんですよというふうな答弁になるかもしれないけれども、こんなふうに簡単にぽんぽんぽん。

我々に説明というか、今課長、全協で先日説明した内容は資料はありますけれども、全部進めておいて、そのわずかな後にこのようにぼかぼかぼかっ、こう増えてきた。この間仕切りの追加分、言葉では分かるけれども、図面でも出ていてこんなふうに変更になりました。それから、大きいのだとこの建築構造の見直し4,750万。これもどんなふうに変更したのか。四千万も五千万もいじってくるならば、ちょっとその辺の説明をね。町長、我々にここに出す前に全協で2回もあるんだから、全協と臨時全協とあるんだから、説明をやっぱりちょっとして、図面でも出してしっかりと説明するべきだと思う。

ここにおいてある、ひさしの面積増加、南側に拡大しますということだけれど、なんでこんなふうな、ひさしというのが当初から必要だったんならば、最初から予算に入っていないんじゃないでしょう。これも3,000万ですから大きいからね。金額もかかるんじゃないけれども、これを簡単にはいいというわけにはいかないですよ。うん。

それから、この設備の変更で太陽光発電の設備が変更になったから、これは減額になりましたけれど。だけど、なんで太陽光発電が、ここに頂いているこの設計図のあれから見ると、どこのところが減ってそしてどんなふうに変更になったんだかということも。これは800万ほどですから、増額から見れば僅かなところですよ。やっぱり議会できちん。このような増額になった1億2,000万というのは大変な金額ですよ。これがこんなふうに変更して紙一枚で9月の議会でぽんと出されちゃったんでは、何か前の「かんかんてらす」みたいな、心配でたまらないんです。後から次から次と出てくると、15億が17億になり、そしてまたこの後追加工事がありますなんて話が出てこないというふうには、私は思うんですけども、設計図を作る段階、あるいはこのように我々に発表する段階には、中でこれ検討審議会とか何かもあるからそこでもんでと思うんですが、よく話し合いをしてそれらをきちんと形にしてから、我々にこれだけかかります、こういう図面になりますというふうに来ないと。デスクで自分が書いたような感じでこのくらいか、このくらいかこんなふうに変更して、それを議会上げてよこされたんでは、承認した後、駄目ですと言うわけには簡単にはいかないです。

この議員の方々が、どんなふうに変更されるかは分かりませんが、やっぱりこの17億もの仕事をやるんですから、そういうところはしっかりと手順と説明とそういうのをちゃんとやってもらうように強く求めるものであります。

そのようなことで、これらに、こういうふうな今言ったような1億2,000万を超す、間仕切りがどんなふうになったんだか建築構造の見直しがどうなったんだかということの詳細に、後日でもいいですから、ちゃんと説明をしていただけるように、強く町長に、雪だるま式に増やさないでやってもらうことを求めるものであります。

それをお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 9番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの渡辺議員さん、さらには今9番議員の今泉議員さん、まさにおっしゃるとおりであります。いずれにしても、前にもちょっと私も全協の中でもお話ししましたけれども、やはり設計に入ってから、この設計期間があまりにも長かったと。これは本当に認めざるを得ないというふうに思います。

そういう中で時間がたって、年度も越してしまったというそんなことがあって、当初予算の中では基本設計、その中で予算を確保したということでありまして。そういう中で、今実施設計に入っているわけですが、この実施設計の段階の中で今回の2億1,000万、こんな数字が出たということでありまして。これが遅れば遅れるほど、さらに今建築部材が上がっているという、これもあります。そういう中で、遅れば遅れるほど状況がだんだん変わっていくということでありまして、そんなことも含めていち早く、これ以上延ばすことはできないというふうに、私も思っておりますし。この先ほど言われた中身について、いわゆる今回増えた部分とか屋根の分そういった部分については、この後にさらに詳しくどんなふうになったか、そのことになるとちょうど実施設計もほとんど完了するということになると思いますので、そういう中でしっかりとご説明させていただきたいというふうに思います。

ご了承いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 3点ほど、また質問させていただきます。

まず第1点は、その議案書の26、27ページにあります農業土木費ですね。農道排水路補修の場所、これ200万あるんですけども、どこの場所を直すのかということと、2つ目は、同じページの下段の説明、208番主要幹線道路補修ということに3,000万計上されているんですけども、この場所も教えていただきたいと思っております。あと一つ、私聞き漏らしで申し訳ないんですけども、その上段にあります、あ、別なページか。27、28か。防災無線の屋内受信機ですね。これ何台なのか、台数について、先ほどちょっと説明あったんですけども聞き漏らしたので。ちょっと金額が大きいですので気になったものですから、よろしく願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

まず、農業土木、農道及び排水路補修工事。これにつきましては、場所につきましては、久来石の南、もう一つ城ノ内、もう一つ成田の諏訪町の3か所、のり面やU字溝の敷設を予定しております。

次の主要幹線道路の舗装補修につきましては、久来石線と笠石鏡田線を予定しております。俗に言う旧国道の舗装を直すという中身になってございます。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） 続きまして、11番の議員のご質疑にご答弁申し上げます。

29ページ上段の防災費における管理備品としましては個別の受信機、家庭内の個別の受信機につきましては37台、アンテナにつきましては10基を予定しております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第178号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時09分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第179号及び議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま上程されました議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

32ページをお願いします。

初めに、議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和2年度の決算に伴う繰越金の確定による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,527万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,940万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、38ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典君） 続きまして、43ページをお願いします。

議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和2年度の会計の決算に伴う繰越金の確定及び広域連合納付金の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,089万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、48ページの事項別明細により説明いたします。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○**税務町民課長（倉田知典君）** 以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**議長（古川文雄君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長（古川文雄君）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長（古川文雄君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第179号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長（古川文雄君）** 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長（古川文雄君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第180号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第181号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第181号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書52ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入は、令和2年度会計の決算に伴う繰越金及び令和2年度の実績による介護給付費交付金及び県負担金の増額、令和3年2月13日福島県沖地震に伴う介護保険料の減免による減額等、歳出につきましては、介護給付費の準備基金積立金及び国・県等の実績による返還金の増額等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,533万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、58ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、議案第181号の提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 質問をさせていただきます。

大変金額が小さいんですけども、ちょっと勉強のためにお尋ねをいたします。

60ページ、61ページの歳出の中の認定審査会費ですね、介護認定審査会費。

これが報酬で9万8,000円減額になって、委託料で9万8,000円増額になって。そして、

これは岩瀬地方介護認定審査会委員報酬を減額して、岩瀬地方介護認定審査会委員派遣委託料として9万8,000円計上されて増額でなっているんですけども、この仕組みというものをちょっと説明していただきたいと思います。委員が何で派遣になったのか、その辺は仕組みとして説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

3の歳出のうち認定調査委員の報酬と派遣委託料の関係でございますが、初めに報酬につきましては、この岩瀬地方介護認定審査会の委員につきましては三合議体、3つのグループにありまして、それぞれのグループが4名委員をお願いしております。委員の構成につきましては、医師、看護師、あとはケアプランナー等のそれぞれの各職種の方でございます。

それで各職種から委員をお願いしているわけですが、法人とか、あとは病院に所属していない個人の方も委員をお願いをしております。その方につきましては、報酬ということをお願いしております。あと派遣委託料につきましては、社会福祉法人とか病院関係のそういった法人に所属している方を病院等から派遣していただくというようなことで、これにつきましては委託料ということで整理をさせていただいております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第181号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第182号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、菊地勝弘君。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第182号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和2年度会計の決算に伴う繰越金及び環境整備委託料を増額する補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,661万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（菊地勝弘君） 以上、議案第182号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第182号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件

を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第183号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第183号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書73ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和2年度会計の決算に伴う繰越金及び事業促進のための設計業務費と工事請負費の増額の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,339万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,659万円とするものです。

詳細につきましては、78ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 以上、議案第183号について提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第183号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第184号～議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第9、議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第10、議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課副課長、吉田光則君。

〔上下水道課副課長 吉田光則君 登壇〕

○上下水道課副課長（吉田光則君） ただいま一括上程されました議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案書83ページをお開き願います。

このたびの補正予算につきましては、令和2年度決算により生じた繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正となります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,067万2,000円とするもの

であります。

内容につきましては、85ページからの事項明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課副課長（吉田光則君） 続きまして、議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書91ページをお開き願います。

本件補正予算につきましては、先ほどの公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）同様、令和2年度決算により生じた決算繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正となります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,850万円とするものであります。

内容につきましては、93ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課副課長（吉田光則君） 最後に、議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書98ページをお開き願います。

本件補正予算につきましては、国による国道4号拡幅事業により現在の配水管埋設位置が車道になってしまうということから、当該配水管を歩道部へ移設するよう求められたことに伴い、当該配水管敷設替工事の設計業務を委託するために必要となる費用を増額する補正となります。財源につきましては、既に発注済みの工事費請差を充用するため、令和3年度鏡石町上水道事業会計当初予算の第4条で定めた資本的収入及び支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費内での組替えとなり、既決予定額である17億4,639万9,000円からの増額はありません。

詳細につきましては、100ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課副課長（吉田光則君） 以上をもちまして、一括上程されました議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終了いたします。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第184号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第185号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第186号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会員規則第70条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第12、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君）　ここで総務文教常任委員長から、会議規則第13条の規定によって、お手元に配付したとおり意見書案1件が提出されております。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第13として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第13として議題とすることに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君）　日程第13、発議第3号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、菊地洋君。

〔4番　菊地　洋君　登壇〕

○4番（菊地　洋君）　議員提出議案。

発議第3号　鏡石町議会議員、古川文雄様。

令和3年9月14日。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は、来年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にある。

このような状況において、町が地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

これらを政府・国会に対し強く要望するため、意見書を提出する。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は来年

度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。内閣官房長官。財務大臣。総務大臣。経済産業大臣。経済再生担当大臣。

福島県鏡石町議会。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についての件の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ここで総務文教常任委員長から、お手元に配付したとおり所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、日程第14として議題とすることに決しました。

◎総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第14、総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君）　ここで産業厚生常任委員長から、お手元に配付したとおり所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、日程第15として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、日程第15として議題とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君）　日程第15、産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君）　以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君）　ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君）　閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る2日から本日までの13日間にわたり、全18議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり認定、承認、同意、議決賜りました。

今定例会は決算議会と言われるように、令和2年度決算審査が特別委員会において行われたところであります。会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重して対応してまいりたいと考えております。

また、感染拡大の収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症対策についても、万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年9月14日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 渡 辺 定 己